

79
666

清韓視察報告書

026538-000-6

79-666

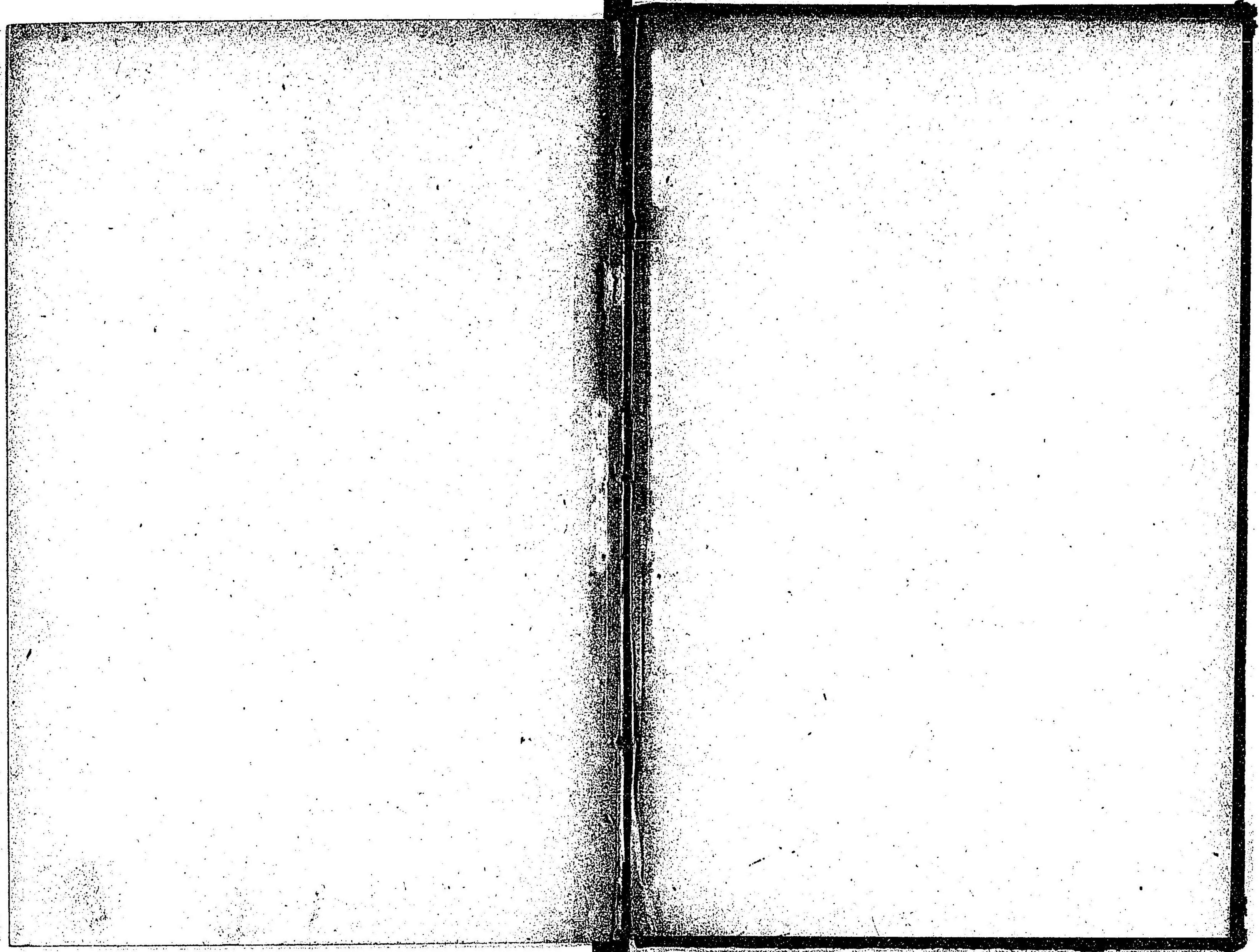
清韓視察報告書

西池 成義/述

M38

ADD-0208

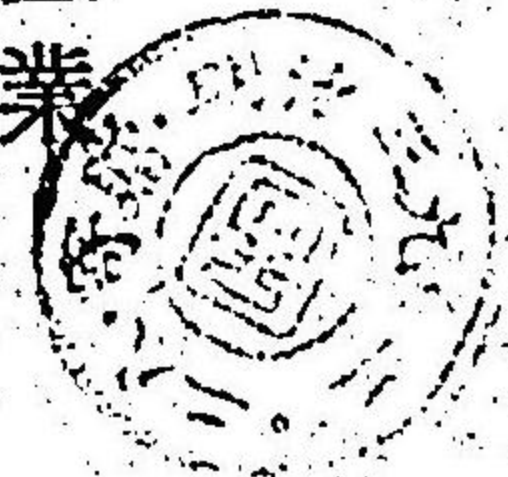




79-666

謹啓 不肖成義

東洋圖書株式会社



農商務省及び當商業會議所の命を受け韓國及び北清地方の商工業
 視察の爲め六月二十五日京都を發し釜山、大邱、京城、仁川、龍山、開城平
 壤、兼次浦、鎮南浦等を巡察し再び仁川に出て大連に航し金州、大石橋
 營口、山海關、天津、太沽、芝罘等を歴覽し三たび仁川に還り京釜鐵道に
 依り釜山に越き木浦に航し更に釜山を経て八月二十日當地に歸
 著す初め龍山、義州、龍島浦等をも視察すべき豫定なりしが不幸にし
 韓國及び北清地方の雨期に際し河水氾濫鐵道破損道路泥
 濘等の爲に上行旅は大困難なるのみならず海上の航行も亦濃霧の
 ため危険少なからず終に右の希望を全くするを得ざりしは深く遺
 憾とする所なり而して其旅行日數僅かに五十餘日此間に於て二十
 餘ヶ所の都市港灣を歴覽し約四千哩の道程を経過す則ち二日間に
 一ヶ所を視察し一日約八十哩を通過したる割合なり此の如き急速

の旅行なれば固より充分の視察をなす能はず隨て其收拾したる材料亦僅に九牛の一毛たるに過ぎず歸來匆匆筆を馳せて茲に復命書を作り之を玉案の下に捧ぐ御寸暇の際一讀の榮を賜らば幸甚々々

明治三十八年十月十八日

京都商業會議所書記長

西池成義

京都商業會議所

會頭 西村治兵衛殿

玉案下

清韓視察報告書

目次

韓國ノ部

第一章 地理

- 一、位 置
- 二、面積、人口
- 三、山 河
- 四、道 路
- 五、氣 質

第二章 貿易

- 一、韓國ノ對外貿易
- 二、日韓貿易
- 三、我國ヨリ韓國へ輸出スル貨物ノ概況

一 一 二 二 三 三 四 四 五 七

第三章 商業

一、取引習慣

イ、韓人間ノ取引

ロ、韓人ト外人トノ取引

二、行商

イ、内地行商

ロ、本邦人ノ韓國内地行商

三、賣買習慣

イ、韓人間ニ於ケル取引機關及商習慣

ロ、釜山並ニ此方面ニ於ケル商習慣

第四章 貨幣及金融

一、貨幣ノ種類

二、貨幣流通ノ狀況

三、慣行上ノ手形

四、金融及其機關

二

一、取引習慣	二〇
イ、韓人間ノ取引	二〇
ロ、韓人ト外人トノ取引	二〇
二、行商	二一
イ、内地行商	二一
ロ、本邦人ノ韓國内地行商	二一
三、賣買習慣	二二
イ、韓人間ニ於ケル取引機關及商習慣	二二
ロ、釜山並ニ此方面ニ於ケル商習慣	二二
第四章 貨幣及金融	二六
一、貨幣ノ種類	二七
二、貨幣流通ノ狀況	二七
三、慣行上ノ手形	二九
四、金融及其機關	三二

イ、銀行
ロ、廣商
ハ、金貨業
ニ、問屋
*、郵便爲替貯金

第五章 地代、家賃、勞銀

第六章 予ノ踏査シタル韓國ノ開港場及都市概況

- 一、釜山
- 二、大邱府
- 三、木浦
- 四、仁川
- 五、龍山
- 六、京城
- 七、開城府
- 八、平壤

三

イ、銀行	三二
ロ、廣商	三三
ハ、金貨業	三三
ニ、問屋	三三
*、郵便爲替貯金	三三
第五章 地代、家賃、勞銀	三四
第六章 予ノ踏査シタル韓國ノ開港場及都市概況	四〇
一、釜山	四二
二、大邱府	四二
三、木浦	四四
四、仁川	四六
五、龍山	四七
六、京城	四八
七、開城府	五一
八、平壤	五二

九、兼次浦
十、鎮南浦

四

五五
五四

清國ノ部

第壹章	滿洲ノ地理	五九
第貳章	滿洲ノ對外貿易	六〇
第參章	金融機關	六三
第四章	滿洲ノ商店	六四
第五章	農業、鑛山、森林	六六
第六章	予ノ踏査メタル滿洲及北清地方ノ都市及開港場	六七
一、大連灣		六七
二、金州		六九
三、大石橋		六九
四、牛莊		六九
五、山海關		七一

附

錄

韓國港別貿易表	七一
韓國對各國貿易表	七三
韓國海關稅目	七三

五

清韓視察報告書

韓國ノ部

壹章

地

理

一、位

置



韓國は支那の東北部より南に突出する一大半島にして東は日本海を挟みて我日本に對し南は朝鮮海峡を
 隔てて對馬及び九州に接近し又遼に東海を隔てて琉球諸島を望み西黃海を隔てて支那本部と相對せり畿々
 たる長白山脈西より東に亘りて滿洲の境を劃し其支脈長く南に曳き波瀾の如く起伏して自然に半島の脊髓
 を形くり其地勢は自から分れて南北の二部となる京畿以南忠清、全羅及び慶尙の四道は之を南韓とし江原
 以北咸鏡、黃海及び平安の四道は之を北韓とす北韓は山岳重疊氣候沍寒特に東部は沿岸の屈曲少なく傾斜
 頗る急にして最も平地に乏し緩かに元山の一港ありて通商の要位を占むるのみ地中礦産物に富りとも曾つ
 て之を採掘せしもの少なく土地礫確にして耕作に適せず糧に大豆、黍、玉黍蜀及び麻を産するのみ西南は
 海岸に屈曲多く釜山、馬山、群山、木浦、仁川、鎮南浦、龍巖浦等の良港あるのみならず比較的廣濶なる

平原少からず内浦、儒城、大邱、求禮及び清州、羅州、全州、尙州等の原野は悉く此中にして氣候亦頗ぶる温暖なり韓國の主産物たる米穀は多く此肥沃なる地域より産出す

二、面積、人口

全國の廣表南北三百十八里東西百二十里面積一万四千百餘方里にして海岸線は延長八百里に及ぶ人口は信據すべき統計なきを以て精確なることを知り得がたさも大約一千二百万と稱す住民は北部大だ稀少にして我奥羽地方よりも遙に疎なり南部に至るに隨ひ漸く稠密の度を増し慶尙道の如きは最も人口多く殆んど我山陰山陽道に於ける住民の密度に等しと云ふ

三、山河

山脈は長白山脈より分れて南下せる狼林山、鐵嶺、金剛山、大關嶺、大白山は嶽巒起伏國の脊梁をなし全國を東西に分ち左の支脈は東に向つて走り右の支脈は小白山より南下し島嶺、俗離、德祐、智異の諸山となり海に入る而して德祐山の一支南行せるもの海南縣より海に入り濟州島の漢罷山となる

河川は鴨綠江、大同江、漢江、洛東江、豆滿江を韓國の五大江と稱す鴨綠江は源を白頭山に發し始めは西北に向ひ漸く西南に轉じ河口三派に分れて黃海の高麗灣に入る豆滿江は鴨綠江に比すれば甚だ短しと雖も

も支流多きを以て其河口は最も廣闊なり是れ日本海に入る唯一の大河にして此他東部に注ぐ河川は數あるに足るものなし洛東江は源を太白山に發し金海に至りて海に入る頗る運輸の便に富み其流域は地味肥沃にして穀類の收穫多し漢江は水源二あり北流は金剛山より發し春川を過ぎ五臺山より來る南流と相合して京城の南を流れ河口に近づきて臨津江と合す京城に對する水利頗る大なり大同江は源を劔山に發し南西に流れて平壤を過ぎ黃州以下は西に流れ瀾離洞附近に於て海に入る河口に鎮南浦の要港あり

四、道路

道路は主要なる都會間を連絡せる所謂王路すらも修繕政策の擧なきを以て往來頗る困難なり但京城及び其附近より平壤を経て義州に至る道路は從來支那使臣の通路に當りしを以て平坦なり二十七八年の役我軍隊に於て通行の便を計り開通したる道路も國人之を修繕することなきを以て今は空しく荒蕪、廢頽に歸し全く交通の用をなさず市街の道路は渾べて不完全にして晴日には塵埃風に漂よみ雨天には泥濘脚を没し行人の不便極めて大だし

五、氣質

韓國は文化風に開け文學宗教工藝稍發達せしかど總體的君主獨裁專制政治なるに加へて中古以來屢近隣

強國の干渉を被りたる爲人民次第に東面に傾むき僑安姑息を事とし遊惰風をなして勤勉貯蓄の念なく午睡喫烟雜談に終日を徒消するものあり之を地方によりて區別せば慶尙道の民は比較的從順にして學を好み最も勤儉の精神なし之に反して江原咸鏡兩道の民は強悍飽野にして鬪争を好み黃海、平安兩道の民は最も頑愚にして理義を辨せず京畿、忠清兩道の民は怠惰にして驕奢太だしく全羅道の民は貪慾飽くことを知らざるが如し之を要するに韓人を通じて錢あれば遊ひ錢盡くれば働き敢て將來を慮らず只現實主義を奉ずるの徒なり

第二章 貿易

一、韓國の對外貿易

韓國の對外貿易は時に増減ありと雖大勢は漸次有望の境に進みつゝあるは左の統計表によりて明なり

韓國輸出入貿易總額

年次	輸入額	輸出額	合計	輸入超過額
明治三十年	一三、〇九三、一八五	一〇、一七〇、一八一	二二、二六三、三六六	一、九二三、〇〇四
全 三十二年	一五、四九一、二九八	八、〇八九、八七四	二三、五八一、一七二	七、四〇一、四二四
全 三十一年	一三、六四二、〇九二	六、九四六、六七五	二〇、五八八、七六七	六、六九五、四一七

全 三十三年	一〇、九四〇、四六〇	九、四三九、八六七	二〇、三八〇、三二七	一、五〇〇、五九三
全 三十四年	一九、〇四九、八〇四	一六、七六八、九三六	三五、七八八、七四〇	二、二八〇、八六八
全 三十五年	一三、五五六、七八五	一二、〇五六、六〇四	二五、六一三、三八九	一、五〇〇、一八一
全 三十六年	一八、二七五、二二〇	一三、六八〇、六三三	三一、九五五、八五三	四、五九四、五八七
全 三十七年	二六、九一四、八七二	一一、一九八、八一〇	三八、一一三、六八二	一五、七二六、〇六二

國民は一般に懶惰性をなし進歩の何たるを解せず想を將來に及ぼすことなきが故に肥沃の平野ありと雖も之を耕耨するの法を究めず繁茂すべき森林も之を乱伐して顧みる所なく地下に豊富なる礦産物あれども之が採掘を試みることもなく無限の魚族沿海に遊泳するも之を他に委し内地の交通機關は不備にして未だ野蠻未開の域を脱せざる今日に於て尙ほ此順潮なる貿易額あり若し夫れ先進者在て之が開發利導に力を致さんか八万二千餘哩に渉る自然の富源は千二百餘万の人口をして自から生産上の面目を一變せしめ經濟上の大發展をなさしめなば將來に於ける發達益し測るべからざるものあらん

二、日韓貿易

日韓貿易を調査するに於て最も注意すべきは

一我國よりの輸入品中我生産品の直接輸送と外國産品の仲次輸送との比較増減

一 我國よりの輸入品にして在韓本邦人の需要に限られたるものと全く韓人の需要品たるもの
 外國生産品の仲次輸送と雖も之を全く外人の手に委するよりは寧ろ我商人の掌中に置く方我の利益なる
 ことは論を俟たざれども外國生産品が輸入を増加するは決して喜ぶべきの現象にあらず我邦人の手に成り
 我商標を附したる品を勉めて多く輸送し以て其販路を擴張してこそ永久的の經營と云ふべけれ折角苦辛し
 て擴張したる商品若し外國の産物ならんには資本豊富なる彼外國人は他日之が直接輸入の途を開始し其商
 權を我より奪ふに至るやも料るべからず現にかの米國石油の如きは其適例にあらずや蓋し石油の如きは日
 常の必需品にして其需要額逐年増加するは必然の勢なるを知て鑿鑿飽くなきスタンダード石油會社は好機
 を窺ひ巨多の資本を投じ我商人を壓倒して其販賣權を(マウセン)商會の下に占有せしむるに至り我商
 人に對しては米油の外は販賣せずとの條件のもとに於て纔に小賣販賣をなさしむ實に慨嘆すべき次第なら
 ずや是は僅に其一例に過ぎざれども若し今日の儘にして敢て將來の事を慮らざれば其他の商品に於ても亦
 這般の轍を踏むの恐なしとせず

斯く外國品の輸送に向て警戒すると共に最も注意を要するは我が輸入せし貨物の捌口なり如何に我國より
 の輸入額逐年増加するとも其需要は單に在韓本邦人に限るものならんには是れ恰かも内地に於て本邦人の
 間に賣買すると同一の結果となり韓國に對する日本の利益に於て何等の得る所なし縱令一個の商人に取り
 ては自己の財囊を富まし得るものとすも國家經濟の上より之を見れば寸毫の得る所なきにあらずや蓋し

我同胞が國を去り海を越へ幾多の辛酸を嘗み幾多の危険を冒して遠く異域に赴むべき爲す所あらんと欲する
 ものは單に自己の囊裏に阿堵物を蓄ふるのみに止らず必ずや國家の富を増かせんと念慮なからず
 此目的を達する爲には獨り我邦人の手になりたる物貨を多く輸送し且つ飽くまで堅忍不撓の精神を以て最
 も忠實に之に従事するの覺悟を要す現に我京都商人安盛氏が經營せる商店の如き今日仁川港に在て最も繁
 榮を極むるは全く德義を基礎として信用を重んじ一時の収益を眼中に置かず自ら權利に甘んじて只管世益
 を計るが爲めたるに外ならず宜なり其開店後未だ數ヶ月を開せずして門前常に顧客を絶たざるの盛況を見
 むとは聞く創業當初三年間は些かも収益を期し居らざりしに豈圖らん今日已に此豫想外の良果を得んとは
 若し今日の盛況より將來を推さむか今後の繁榮蓋し測るべからざるものあらん夫れ此の如くにして始めて
 對韓貿易の眞意義に協ひ名實共に完きを得るものと謂ふべし請ふ邦家に忠實なる商家活眼を開いて進んで
 企圖する所われ

三、我國より韓國へ輸出する貨物の概況

最近我國と韓國の交通の便益を開け我國人の韓國へ渡航し且居住する者逐次増加するに従て我國の製産
 品が韓國に輸出せらるること漸と増加し今日に於ては我國にて製産せらるる物品は其何たるを問はず殆ど
 皆韓國に輸出せられざる者なきに至れり之れ該地に居留する邦人の需用すること其原因の一なりと雖も

亦韓人の益々日本化して之れを需用する範圍増加したるに由らざるはあらず如此趨勢永續する限りは將來韓國に於ける我製産品の需用増加は蓋し測るべからざるものあらん

上述の如く現今韓國に於ては我製産品の殆ど總ての種類を需用すと雖も然れども其需用は韓人全体の需用に非ず主として日本文化の流入する開港場及び其附近に於ける地方の韓人及び日本の文化の感化を蒙れる地方の韓人間の需用に止まり其以外の者は未だ之れを需用するの時期に達せず之れを需用せざるは未だ我製産品を親しく見たることなきを以てなり此故に若し將來日本文化の普及する時には韓國に於ける我製産品の需用は益々増加し來るべきや疑を容れず今該國人の需用する主要なる貨物の狀況を列擧すれば左の如し

木 綿 類

(1)紡績糸、五六年前より需用頗る増加し現時輸入品中第一位を占む韓人は嘗て機械織木綿の輸入せられしより一時盛に之れを需用せしも元來時間の何たるを慮とせざる彼等は其價格に於ても又使用上の耐力に於ても寧ろ原糸を輸入し自ら之れを製織するの利益多きを悟りたるが爲めに今日の輸入増加を來せし者なり本品は我國の殆ど獨占にして攝津紡績の十六手は全輸入紡績糸の六七割を占め鐘ヶ淵紡績之れに次ぐり英國製紡績糸は正味三百斤にして本邦品は三百十二斤なり然るに韓人は未だ本邦品の斤量多きを解せざるは遺憾の至りなり

本品は殆ど我國の獨占なり粗製製造の弊に陥らざれば前途有望なる商品なりと信ず現今韓人の使用する陶磁器類は飯茶碗、汁香、杯、土瓶、小便壺、皿類なり此外水壺類も亦需用あり

賣 藥 類

韓國には醫師なる者甚稀なるのみならず其技術甚拙劣なり韓人若し病わらば巫女等の呪禁等に依頼し藥を服用すること殆ど稀なり此故に藥石なるものゝ効用を知ること甚少なし將來藥石の効を知るに於ては蓋し其需用頗る多からんか現今韓人間に使用せらるゝ賣藥は寶丹、萬金丹、フェブリン丸、キナニン、清心丹等なり

石 油

韓人は從來荏油胡麻油を燈火に使用したりしも石油の輸入ありてより多く之れを使用するに至れり中流以上の家はランプを用ひ以下はカンテラを用ひつゝあり我國より越後油を輸入し一時其販路盛大ならんとせしに當て例の粗製品を輸入せしより忽ち其信用を失墜し今や全然彼等の排斥する所となれり之れに代て米油全く韓人の信用を得るに至れり韓人家屋は甚低隘なるが上にカンテラ類を使用するが故に油質粗惡にして油煙多きものは到底韓人の使用する能はざる者なり

砂 糖

韓人は元來甘味を嗜む者なりと雖も砂糖の輸入なき以前は蜂蜜、飴等を使用しつゝありし者なり然る

亦韓人の益々日本化して之れを需用する範圍増加したるに由らずんばあらず如此趨勢永續する限りは將來韓國に於ける我製産品の需用増加は蓋し測るべからざるものあらん

上述の如く現今韓國に於ては我製産品の殆ど總ての種類を需用すと雖も然れども其需用は韓人全体の需用に非ず主として日本文化の流入する開港場及び其附近に於ける地方の韓人及び日本的文化の感化を蒙れる地方の韓人間の需用に止まり其以外の者は未だ之れを需用するの時期に達せず之れを需用せざるは未だ我製産品を親しく見たることなきを以てなり此故に若し將來日本文化の普及する時には韓國に於ける我製産品の需用は益々増加し來るべきを疑を容れず今該國人の需用する主要なる貨物の状況を列擧すれば左の如し

木 棉 類

(1)紡織糸、五六年前より需用額に増加し現時輸入品中第一位を占む韓人は舊て機械織木綿の輸入せられしより一時盛に之れを需用せしも元來時間の何たるを慮とせざる彼等は其價格に於ても又使用上の耐力に於ても寧ろ原糸を輸入し自ら之れを製織するの利益多きを悟りたるが爲りに今日の輸入増加を來せし者なり本品は我國の殆ど獨占にして攝津紡績の十六手は全輸入紡績糸の六七割を占め鐘ヶ淵紡績之れに次ぐり英國製紡績糸は正味三百斤にして本邦品は三百十二斤なり然るに韓人は未だ本邦品の斤量多きを解せざるは遺憾の至りなり

(2) 晒金巾、外觀の美麗なるを以て中流以上の上着類に使用すれども品質薄弱なるため洗濯を屢する彼等の常用に適せず漸次減少の傾向あり本品は英米及び獨乙國の製品を上海より支那人の手によりて輸入せらるゝものなり然れども我生金巾に壓倒せられ其需用額漸次減少する傾向あり又我晒金巾は其品質到底外國製品に拮抗する能はず

(3) 生金巾、本邦製鹿印最も信用あり晒金巾に比して其外觀惡きも韓人は地質の堅牢を喜び自ら之を晒して使用する

(4) 白木綿、韓人中流の産を有する家には多くは古風の織機を有し自ら製織すと雖も亦輸入する額少なからず本品の輸入は我國の獨占に屬す近來は韓人鬻澤に傾き大地より堅固なる細地を嗜好するに至れり本邦より輸入する物は主として尾張、伊勢、河内、大和、讃岐、筑後等の製産品なりとす韓人中流以下の常衣は皆此綿布なるを以て其需用甚だ多し

(5) 縮毛布、現今其需用未だ多からずと雖も將來尤も有望なる者なり蓋し韓國内地の旅宿は寢具を供せざるが故に旅行者の携帯する蒲團の輕便なる代用品として尤も適品なり此故に本品需用は漸時増加しつゝあり但し毛製毛布は其價格高きが故に生活の程度低き韓人に適せず唯十分堅牢なる縮毛布に限るものと知るべし

(6) タタル、本品は頭巻頸巻手拭用として韓人の需用日増加せり本品の供給は我國の獨占にして他に競

争者なく將來有望なる商品なり唯注意すべきは其地質を益堅牢にすべきこと、韓人の嗜好は如何なる品なるやを忽諸に附せざるることなり現今は巾一尺一寸より二寸迄長さ之れに倍するものにして毛の長さ喜ぶ

(7) 綿ネール、未だ其需用多からずと雖も將來有望なる商品なり韓人之れを防寒用下着に使用す現今使用するものは未だ上等品ならずと雖も逐時上等品を嗜好する傾向あり本品も亦我國の獨占なりと雖も將來益々其品質を精選するを怠るべからず

(8) 綿メリヤス、本品も防寒用として逐年韓人の需用増加せり之れ亦有望なる商品なり尤も地質堅牢洗濯に耐ゆるものならざるべからず但しメリヤス、シャツ、に於ては頭より着する者は不可なり蓋し韓人は結髪するが故なり此外近來メリヤス靴下を需用しつゝあり

(9) 縮縮、近來夏時のシャツ類及び袴に使用す未だ大なる需用なしと雖も將來其需用の途益増加せんとする者の如し

絹 布 類

韓人の需用する絹布は殆ど支那の獨占に屬す蓋し其嗜好する色彩、模様等皆支那的なるを以てなり且清國製の絹布は品質も堅固に染色も亦堅牢なるが故に絶對的に韓人の信用を博し居れり此故に支那製

に競争せんとするは非常に困難なるものゝ如し現今我國より韓人に供給しつゝある少量の絹布は甲斐絹、

奉書、羽二重、薄絹及練七子等なり

(1) 甲斐絹は一時我國より韓國に輸入して頗る有望なる商品なりしも一朝我外國貿易商に運弊なる一時の利慾の爲めに粗製濫造品を輸入したるを以て遂に韓人の爲めに排斥せられ今や我甲斐絹は殆ど全く支那甲斐絹の爲り壓倒せられて殆んど韓國に跡を絶たんとするに至れり試みに韓人の嗜好を述べんに春期に適するものは紅梅、白、水色等にして冬期に適するものは紺青、萌黄玉虫、鼠色玉虫、紅梅、紺玉虫、白等孰れも無地物に限るが如し幅及び丈は日本在來品の儘にて可なり價格は巾一尺三寸、長五丈八尺の支那品價拾圓より九圓五拾錢のもの競争せざるべからず本品は韓國貴紳及び上流社會婦人の需用するものにて中流以下は更に廉價なるものを需用す從來は京阪地方商人の手を経て輸入しつゝありしが今日迄の甲斐絹は本場物に非ず上野原甲斐絹なり予が二三の當業者に就て聞きたる處によれば普通の甲斐絹より玉虫色の方最も賣行多く一疋五丈八尺物賣價六圓四五拾錢位にして例年八九月頃より賣行活潑なりと云ふ

(2) 中流以上の衣服用として(越後)羽二重、斜子(越前)奉書、薄絹等の年々少許宛輸入すと雖も今日に於ては未だ有望なる商品と稱するに足らず將來其幅を廣くし品質を精良ならしむるに於ては漸次其需用を増加し得べきか

(3) 支那製模造紋緞子類 昨年頃より支那製を模造して大阪瀬尾商店より紋緞子を岸田商店より千代田絨

と稱する者を新に輸入したりと雖も未だ大なる需用を喚起するに至らず尙品質を精良ならしめ永遠の需用を喚起せんことを要す

麻 布 類

韓人の使用する麻布類は主として自國産と支那より輸入するものなり支那製は其地質鮮麗堅固にして且價格低廉なり韓人夏時の衣服は多く麻布を以て之れを製す此故に我國より彼の北海道及び江州其他の製麻を以て韓人に適する麻布を製織して輸入すれば漸次彼等の需要する所とならん現今我國より少許の麻布を輸入すと雖も未だ言ふに足らず

此他綿、麻、絹製ハンカチーフも亦漸次需用ありリボン又需用の途なきに非るも種々の点を改むるの必要あり其他絹布に於て紗、絹、縞子、綴子等は需用ありと雖も未だ我國より輸入するの時機に達せざるは遺憾なり

陶 磁 器

陶磁器の食器類は近時韓人間に金屬製品に代て之を使用するに至れり將來尤も有望なる輸入品の一なるべし韓人が如此陶磁器類を使用するに至りし原因は金屬類は磨拭掃除の煩あると一は金屬類より生ずる銹の有毒なることを知りしに由る韓人の需用する陶磁器類は地質堅固にして寒熱共に耐ゆるものならざるべからず然して韓人は何物にても白色を愛用するが故に陶磁器類も亦白生地類尤も賣行多きものゝ如し現今

本品は殆ど我國の獨占なり粗製濫造の弊に陥らざれば前途有望なる商品なりと信ず現今韓人の使用する陶磁器類は飯茶碗、汁呑、杯、土瓶、小便壺、皿類なり此外水甕類も亦需用あり

賣藥類

韓國には醫師なる者甚稀なるのみならず其技術甚拙劣なり韓人若し病わらば巫女等の呪禁等に依頼し藥を服用すること殆ど稀なり此故に藥石なるもの、効用を知ること甚少なし將來藥石の効を知るに於ては蓋し其需用頗る多からんか現今韓人間に使用せらるゝ賣藥は寶丹、萬金丹、フェブリン丸、キナニン、清心丹等なり

石油

韓人は從來荏油胡麻油を燈火に使用したりしも石油の輸入ありてより多く之れを使用するに至れり中流以上の家はランプを用ひ以下はカンテラを用ひつゝわり我國より越後油を輸入し一時其販路盛大ならんとせしに當て例の粗製品を輸入せしより忽ち其信用を失墜し今や全然彼等の排斥する所となれり之れに代て米油全く韓人の信用を得るに至れり韓人家屋は甚低隘なるが上にカンテラ類を使用するが故に油質粗惡にして油煙多きものは到底韓人の使用する能はざる者なり

砂糖

韓人は元來甘味を嗜む者なりと雖も砂糖の輸入なき以前は蜂蜜、飴等を使用しつゝわりし者なり然る

に一度砂糖の輸入ありし以來大に之れを嗜好す將來其需用益大ならん現今韓國に砂糖を輸入する者は我商人なりと雖も獨乙米國等の競争者あるを以て大に注意する必要あり

鹽

韓國には鹽を産出すと雖も其産出額多からざるのみならず其製造粗惡なり此故に日清兩國より年々多額の鹽を輸入せり之れ亦將來有望なる商品なり近來日本よりの輸入額は漸減し清國鹽逐次増加する傾向あり之れ我國の鹽價漸次騰貴せるに原因するに非るか

酒 類

韓國に輸入する日本酒は主として在韓日本人の需用する者なりと韓人の之れを需用せざるは之れを嗜好せざるに非ず其價格の高きを以てなり

麥酒は現今上流社會に嗜好せらるゝも漸次中等社會にも飲用せらるゝ傾向あり

雜 貨 類

近來交通の便益開くるに從て韓國に於ける農産物の價格益々騰貴し從て農家の購買力弱し増加せり蓋し韓國民の九分以上は皆農民なるを以て農家の購買力の増加は韓國全般の購買力増加を意味する者なり又韓國民は將來なる觀念乏しく從て貯蓄心なるもの殆ど絶無なり此故に彼等の購買力増加は絶對的に物品の購買額の増加を意味するものなり且近來韓人の多数は日本化すること甚多く從て日本的貨物を需用すること

甚盛なり此趨勢繼續する限りは日本雜貨の需用は將來益大ならんこと決して疑ふべからず現今韓人の需用する主要なる雜貨を列舉すれば左の如し

(1) 燐寸は輸入重要品の一なり在來は細軸を好み太軸は不向なりしかども發火其他に不便あるを以て漸次太軸に變らんとするの傾向あり韓國は一函賣よりも五本六本を束ね之れを賣るもの多き故安全燐寸より黃燐々寸を好む本品は我國の獨占なり

(2) 洋靴 近來韓人洋靴を穿つの便利なるを知り競ふて之れを需用す唯彼等の生活の度に比して高きが故に多くは之れを購ふに躊躇す其需用多き種類は半靴より深護膜靴なりとす編上げは需用尤も少なし元來韓國は一度降雨あれば其道路泥濘を極むるが上に雨中に歩行する履物尤も不完全なるが故に一度此靴の便利を知てより非常に之れを好愛するの風あり廉價にして堅牢なる靴を輸入すれば其販路甚大ならんか

(3) 洋傘 韓國にも雨を防ぐの傘ありと雖も之れを使用する者甚少なし其理由は深く知り難きも蓋し携帯上不便なると保存上困難なるに由る者の如し之れに反して洋傘は雨を防ぎ日光を遮ざるにも亦適するのみならず晴雨ともに之れを携帯するに便なるを以て洋傘の輸入以來士民多く之れを需用す中流以上は絹布其以下は縐子絹紬(但夏時の用のみ)を以て張れるものを使用す一般の好尚は日本の流行を追よて移るの風あり將來有望の商品ならんか

- (4) 鞆類 韓國にては元來旅行携帶品を包蔵する用具の製作拙劣不定全なりし爲一度鞆類の便利なるを知りてよりは多く之れを需用す其種類は柳行李鞆尤も需用多く皮手提鞆之れに次々將來有望の商品なり唯注意すべきは其製作を堅固にすること之れなり特に銃前金具を十分堅固になすべしことに留意すべし
- (5) 時計及其附屬類 韓人は由來邊幅を虚飾して他人に街ふことを好むの人種なり此故に時計の如きは尤も彼等の愛用する物品なり其需要の程度は安價なるものよりも寧ろ高價なるものを需め銀側よりは寧ろ金側を好むの風あり鎖及び其他の附屬品の如き皆其數を一にす
- (6) 貴金屬類 眼鏡、指環、ピン、等の需用亦少なからず其嗜好は時計等と同じ但し下流の人間に於ては銀製の指環ピン等を需用す
- (7) 西洋雜貨 日本人の需用する者は皆韓人之れを需用す唯其需用額餘り多からざるのみ特に硝子製小形懷中鏡首付太バイプ等は其需用額甚多し
- (8) 袋物類 札入、巾着、蝦蟇口等亦需用多し蝦蟇口の如き特に彼等の嗜好に適するものなりと雖ども紐付に非ざれば不可なり
- (9) 銅類 鐵製銅類各種皆其需用あり
- (10) 團扇類 日本製の扇子、紙張團扇は殆ど需用なし唯絹張團扇少許の需用あり但し繪畫は山水花鳥に限

カ人物類は彼等皆之れを嫌惡す

(11) 煙草 專賣局製口付巻煙草及び元村井製紙卷アメリカ煙草等需用多し現今需用の多きは政府製のもの
とす

(12) 段通 韓人向として一疊敷尤も賣行多く次は二疊敷のものなり其以上は全くなし模様は派手なるを可
とす無地物は韓人の嗜好に適應せず價格は壹圓五拾錢乃至貳圓五拾錢迄のもの尤も賣行多し花席類も少
許宛需用あり

(13) 筆墨紙其他文具類 本品も少許宛需用あり特に鉛筆の如き注目すべき商品なり

(14) ランプ、カンテラ類 本品も有望なる商品なりランプに於ては螺釘の堅牢なるものを選びホヤは耐火
力の強きものを要す

(15) 硝子及硝子器類 ビール呑、コップ、燗類等需用漸次増加する趨勢あり

(16) 紙類 韓國には固有の堅韌なる一種の紙あり年々清國へ輸出す其質恰かも我國の美濃紙の尙一層強固
なる者の如し清人は之れを以て障子類を張るに用ゆと云ふ此以外に多種の紙類あるを聞かず現今に於
ては我國より多くの紙類を輸入することなしと雖も韓民の進歩するに従て紙類の需用漸次増加すべ
きは疑ふべからず將來注目すべき商品なり現今韓國へ輸入する紙は室内の壁紙に使用する模様紙なり
とす今日迄は唯上海より輸入に止まりしが近來大阪より少許の輸入あり

(17) 石鹼及び香水類 近來洗濯用及び其他に石鹼を用ゆるに至れり香水類も亦上流社會に漸次使用せらるる傾向あり

(18) ナイフ 鉄櫛等需用多しと雖も未だ我國より多く輸入するの時機に至らず

其 他

(1) 珈琲、紅茶 上流社會には逐時之れ等を用ゆるの風ありと雖も未だ其需用頗甚だ多からず

(2) 菓子類 韓人は元來甘味を好む人種なるが故に將來其需用甚だ多からんか韓國の菓子としては僅に飴、有平糖、一種の菓子パン等數種の菓子あるのみ

以上列擧したるが如く韓國に需用せらるる我製産品の種類は多種多様なり其上交通の便開けてより韓國に移住する邦人の數益々増加し今日に於てすら既に十四五萬以上の本邦人あり將來益々本邦人の移住者増加すべきは疑ふ可からず此故に韓人向き貨物の需用増加するに加へて韓國に在住する邦人の需用貨物益々増加すべく韓國は我輸出貿易の方面より觀察すれば頗る有望なる國なりとす我商工業者たる者今日よりして大に奮起して對韓貿易の發展に力を盡すべきなり然らば我對韓貿易を發展せしむるに付如何なる方法手段を取るべきかは頗る講究の價値ある問題なりとす此問題を研究するに當つて先づ韓國の性質及び其經濟事情を觀察すること最も緊要なり先づ韓國の性質より觀察せんに嚮に述べしが如く普通韓國國民は一般に未來なる觀念に乏しき人種なり換言すれば今日主義の人種なり從て貯蓄心甚だ乏しく今日若干の金錢を

得れば今日之を浪費し又明日の事を意に介せざる者の如し此故に囊中金錢あれば直に物品を購求する癖あり如此性癖の人種は商人にとりては尤も與みし易き顧客ならずや唯注意せざるべからざる點は韓人は一度其購入したる物品の用をなさいることを發見するときは絶對的に之れを排斥して其以後に於て決して復一顧だに拂はざる氣風あることを忘るべからず是彼等が我國より嘗て輸入したる甲斐絹の一度其用をなさいることを發見せし以來殆ど絶對的に之れを排斥したるが如き此好適例なり

第二韓國の經濟的狀態は經濟學上に謂ゆる農業時代の國にして甚だ幼稚なる經濟狀態なりと云はざるべからず此故に未だ其商工業發達せず又富の蓄積多からず從つて分業の大規模なる商工業は未だ此國に適當せざるなり

以上の觀察にして誤りなくんば此國に對する我貿易發展の手段方法は他の文明諸國に對するの手段方法と其趣を異にせざるべからざるは明なり

即ち分業の大規模なる賣込貿易商業にのみよりて韓國に我商品の販路を擴張すべからず須らく同時に小賣的商業を以て我貿易を擴張せざるべからず蓋し韓國は既に述べたる如く其經濟狀態幼稚にして然かも其富甚だ乏しく生活の程度も亦甚だ低きのみならず一般に購買心強き所なれば分業的小賣商よりも寧ろ雜種的小賣商を以て尤も適當なりとす如此種類の小賣商業を以て韓國に對する我貿易發展の方法手段とするは現今尤も適切なる事なりとす

既に此小賣的商業を實行するに當て先づ其第一着手として據て當會議所の計畫せる行商隊なる者を組織し行商をして韓人の需用すべき我製産品と併せて我日本人の需用すべき物品を試賣せしめ漸次彼等の信用を得たる後適當なりと認めたる地に各自小賣商店を開業せしむるの手段を取るべし
此行商隊の實行と共に小規模なる商品展覽會の如き者を其先驅たらしむるも亦此行商隊の成功の一助たらんか然して此行商隊なる者を實行するに先つて其行商人の常に注意せざるべからざる二三の要件を述ぶるの必要あり

第一 商品の品質を精撰する事

第二 韓人は元來優柔不斷の性質其通有性なるを以て之れに對する賣買は非常に耐忍を要する事

第三 韓人中未だ或る商品の用途を知らざる者あるが故に十分其用途を説明し得る韓語の素養必要なる事

第四 商品を賣崩し且商品の品質を降落せしめざる様注意すべき事

第 三 章 商 業

一、取引習慣

イ、韓人間の取引

韓人間の取引は多くは一定せる市場に一定せる時日を以て開市す此取引は稍や交通便利にして商品の精練すべきの地は多少とも行はれざることなし

特に大邱府の春秋二回に於ける大市の如きは有名のものにて此市場は衣服、食料品、雜貨等悉く排列せられざるはなく各人皆米穀、大豆若しくは其他自己の所有物を携へ行き之を他の必需品と交換す此の如き状態なるを以て純然たる商賣の外一時的の商人頗る多し彼等は次回の開市に至る迄自己の必需品を購入するを常とせり

ロ、韓人と外人との取引

韓國の商人は内地にて買ひ集めたる夥多の穀類、礦物、其他の物品を開港場に運搬し之を外國商人に賣渡し其金を以て外來の諸貨物を購入し之を内地に輸送して利殖を事とす但し彼等は直接に外國人と賣買すること稀にして多くは韓商の設置に係る問屋の手を経るを例とす此問屋は内地商人より取る普通の手数料以外に賣買商人双方より相當の口銭を得て非常に利益を壟斷すと云ふ

二、行 商

イ、内地行商

韓地にて内地行商をなすもの、中に有名なる團體あり探負商と云ふ、探負は呉服、反物、冠具、小間物、雜貨等を風呂敷に包み之を背負ひ三三五五隊をなし各地の開港場を廻り小賣を營なむ商人にして負商は陶器、漆器、乾魚等の雜物を背負ひ小賣行商するものと云ふ此等の探負商は平素は商業に従事し一朝事あらば糧食軍器の輻重方となる團體なり此團體は時として政治上に關係して騷亂を起すことあるを免れず

ロ、本邦人の韓國内地行商

本邦人の行商は韓國に於て最も必用なるものにして派遣員を撰拔し能く之を利用せば我商權の地盤を固むることを得べかりしに惜しい哉其人と其方法を誤りたるがため種々の弊害を醸し信用地を掃ふに至りたり韓人は元來懶惰性をなし生計其他百般の事物の改良進歩等は毫も念頭に措かず唯在來の習慣を踏襲するを是事とするものも今如何に我より實用向の物貨を輸送するとも彼等をして十分に其實益の点を了會せしむるにあらざれば到底之を販賣するの望なかるべし是を以て本邦人の内地行商は最も必須の事業たるに拘らず從來我行商人の多くは這種の事を營むに適當なる人物にあらざりし爲我商品の廉價を墜し信用を失へるは深く遺憾とする處なり蓋し是等の行商によりて成效せむとせば勢ひ深く内地に進入して衣食住の困難を嘗ると共に種々の危険を冒さるべからず故に身体強壯にして冒險的精神を有するものにあらざれば進んで之に當ること能はず而して斯る適當の人物を純粹の我商人中に求むるは難中の難事たるを以て終に

は我行商も墮落壯士、又は標準無賴の徒の手に落ちたり是等無責任の徒輩がなす所大に信用を害し韓人の嫌惡を招くは固より當然の事なり是を以て折角好望の事業も何の得る所なくして徒に前途の妨礙を來したるのみなるは惜むべき事ならずや今や京釜鐵道已に開通し京義鐵道の竣工も近きにありて内地の交通亦昔日の比にわらず惟ふに我營業者が好機を逸せず信用を重んじ德義を尙とす行商人を派遣し以て各物貨を賣却せしめなば販路は忽ち擴張せられ貿易の盛況期して待つべきものあらん

三、賣 買 習 慣

イ、韓人間に於ける取引機關及商習慣

京城領事館の報告によれば

韓國には古來取引の機關として存在するものは左記の三種にして此等の組織を観察すれば自ら韓人間に於ける一般の商取引并に商習慣等を了解し得べし今順を追ふて之を陳べん

- 1 客 主、
- 2 旅 問、
- 3 六 矣 廳、

(1) 客主の組織

客主とは客商と主人と云ふ意にして本邦人は俗に之を問屋と呼び居れども其業務は本邦問屋と大に其趣を異にす先づ其業務を示せば左の如し

- 一、卸 賣 業
- 二、委託販賣業
- 三、仲 買 業
- 四、銀 行 業
- 五、宿 屋 業
- 六、兩 替 業

詳しく云へば客主は自己の計算に於て各地の産物を集蒐して之を小賣商人に卸し或は他人の計算に於て物品を販賣し又は貨物賣買の周旋をなし或は又手形の發行引受割引若くは預金貸附其他貨幣の交換等を營む而して商用のため來るものは特に自家に宿泊せしむるの風あり

(2)客主の業務擔當人

客主には通常二人の居間を置く居間は客主の主人と商客との間に立ちて取引を周旋紹介の勞を取るものにして主客ともに居間に信頼して取引を行ふ而して居間に内居間と外居間の二種ありて更に内居間は全事居間と努力居間の二種に分かれ全事居間とは客主の資金中に自己の資金を出して業務を取るものにして努力居間とは出資することなく唯努力を提供し奔走周旋するものを云ふ、此の内居間は主家に住居し協力して一切の業務を擔當調理するの任に當り主人より利益の配當を受け且つ衣食を給せらる、外居間とは主家に住居せずして外より運動する居間にして日々主家に入出し客商と主家に誘引し或は貨物の出入を看守調査し且つ其相場を報告し總て取引の時期を失し損失を招かざらしむるに勤むるを以て己の任となし主客取引成立せば定期の口錢を受くるを以て其職となす此等居間の外に書記數

人ありて専ら帳簿を司り主人より衣食を給せられ月俸を受け且つ口錢の分配に與かるものとす

(3)旅間

旅間とは旅商の旅間と云ふ義にして客主に次げる商業機關なり其業務の性質及び組織は客主と全一なれども其他の異なる点は (一)取扱貨物の異なる事 (二)倉庫を有する事 (三)牛馬を宿泊せしむる事等なり

(4)六矣塵

六矣塵は京城に在りて小賣を主とせる商店中最も商品の整備せるものなり「六矣」とは六株と云ふ義にして即ち六個の特權を有する商店と云ふに外ならず其種類は (一)立塵(絹布商) (二)白木塵(木綿) (三)明袖塵(袖類) (四)布塵(麻布) (五)紙塵(紙類) (六)魚物塵(乾魚鹽魚) (七)靴塵等なり
六矣塵は従前政府より特權又は業務を持ち居たれど甲午改革の際全廢せられ一時は此塵に大恐慌を與へたり

されど其後面目を一新し現今は小賣商店として京城商業界の中心たり

商 習 慣

韓國商業界に於ける口錢(韓語にては口文と云ふ)の習慣は各商業組合を通じて一定し居るが如し而して口錢に二種あり一は物件口文と稱し他は錢口文と稱す物件口文とは賣買物品の數量を標準として定むる口

錢にして例へば布千疋につき口錢幾許と云ふが如し、錢口文とは賣買價格を標準として定むるものにして例へば煙草十貫目の賣買價格五圓にて成立てば其二分を口錢として取るが如し

ロ、釜山并に此方面に於ける商習慣

其重なるものを記せば

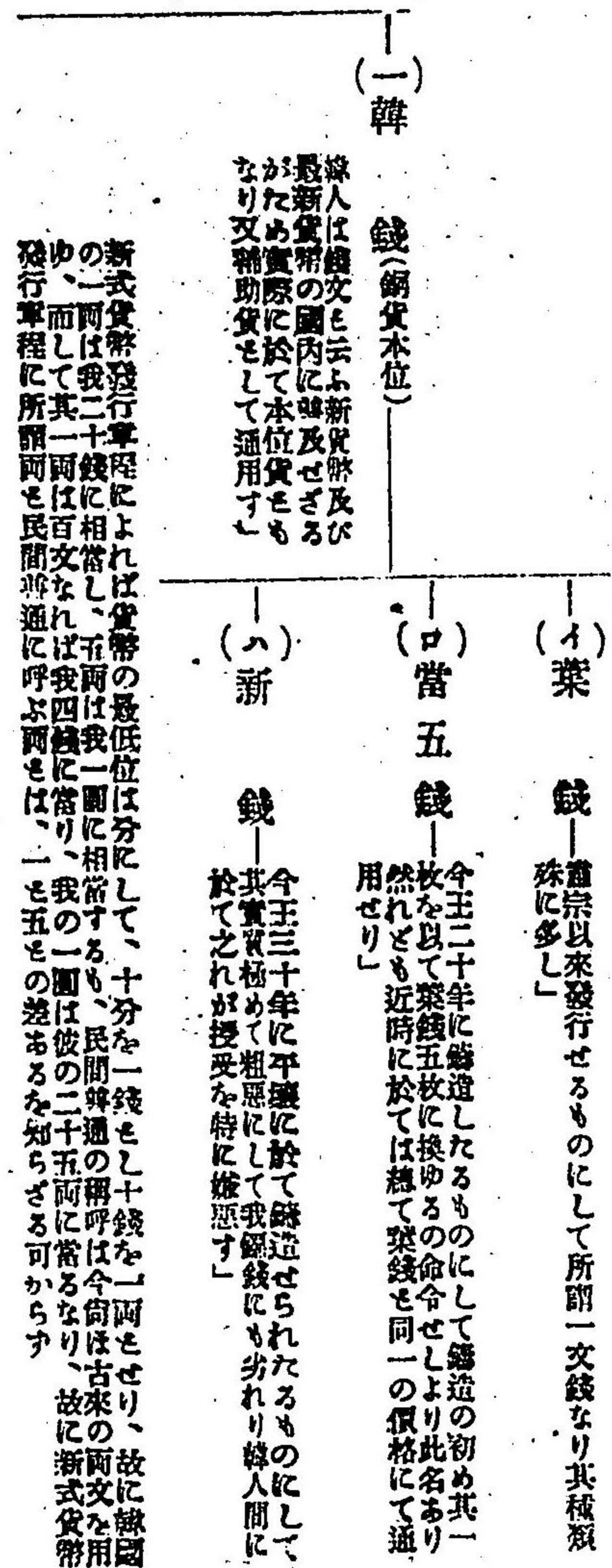
- (一) 韓人と韓人との間には市場の賣買を以て商取引を結了すること (二) 延取引あること (三) 十中の八九は問屋の手を経て外商と取引すること (四) 手形を授受すること等なり
- 又韓人と日本人との間には韓人に對する重立ちたる賣品は大抵貨賣にして其期日は五日乃至十日とす、去れど我に借受をなすが如きは極めて少なし日本人と日本人との取引は其多くは一ヶ月若くは三十五日の懸賣とす此懸賣に付ては商人の迷惑一方ならざるも慣習の久しき容易に打破矯正すること能はず従つて商人は常に金利と延取引より生ずる資金の損失とを商品に賦加して賣價を高からしむるを以て直取引即ち現金にて商品を購入せんとする者は勢ひ高價なる貨物を購求せざるべからざるが爲めに往々購求者は幸便ある際は神戸、大阪等便宜の地に直接注文し割安の物品を購入するに至る此現象たる市場の繁榮を減殺すべき大なる原因たるも目下の如き懸賣の惡習慣存在する以上は亦止むを得ざるなり

第四章 貨幣及金融

一、貨幣の種類

韓國の貨幣は其種類多く其幣制上より云へば金貨本位なるも其實行はれず今日の狀態は日韓兩國貨幣混用にして之が法令として見るべきものは明治二十七年七月發布になりし新式貨幣章程と同二十四年二月發布の貨幣條例の外成文の法令なし

今通用貨幣を示さば次の如し(朝鮮協會報告)



全羅、江原二道は僅に一部に流通するに過ぎず而して慶尙、咸鏡二道に至ては全く流通せず

舊貨幣は八道至る處に流通すと雖も京仁附近は日本貨幣と新式貨幣の勢に凌駕せられ漸次其流通額を減じ且平安道方面の如きも白銅貨流通の擴張するに隨ひ舊貨幣は反比例に其流通額を減ずるものゝ如し

日本貨幣の流通は時局の大發展と共に其流通區域非常に擴張せられたり

韓錢、舊貨幣を稱して錢文又は葉錢と云ひ其形狀は我文久錢の如く圓形にして中央に方形の孔あり、五文錢は一文錢に比して其形狀概して大なれど品質及び形狀不定にして此点は一文錢に劣る蓋し韓廷は歷朝皆な貨幣鑄造を以て一種營利的事業となし之に依りて許多の利益を占めんとせしに起因するものなり此結果として韓民は今の新貨幣の正確なるものをも之を嫌ふの習慣あり

韓錢流通高は明治二十六年の頃八百萬乃至壹千萬圓なりしが現今は約六百萬圓位に減じたり

韓錢の計算法は地方によりて二様の計算法あり京畿及び其附近の地方に於ては葉錢たるを當五錢たるを問はず總て一枚を五文として通算するが故に其地方に於て錢一貫文を稱するは當五錢又は葉錢若くは兩者混合せるものにて二百枚に當るも釜山、木浦、元山等にありては葉錢たるを當五錢たるを問はず總て一枚を一文として通算するが故に錢一貫文を稱するは千枚に當るなり故に此等の地方に於ける一貫文は京畿道及び其附近に於ける一貫文の五倍に相當するなり斯く地方により計算の法を異にするも京畿道及び其附近に於ては他の地方の五倍に通用するにあらざる單に稱呼の相違にして實價の相違にあらざるなり故に貨

物若くは日本貨幣に對するときは同一の實價を有す仮令ば我貨幣の換算相場に於て京城、仁川、地方にて韓錢の一貫文が我四拾錢に相當するときは之を四割と云ふも釜山、元山等にありては我貳圓に相當する故之を二十割と稱す然れども其所謂割の單位を我貨幣に照合せば兩者全く同一なるを理會すべし此關係は韓錢相場なるものゝ何たるかを解するに於て特に緊要の点なりとす

韓錢相場の變遷は我貿易を害すること甚し我商人は物品を販賣する上に於て單に原價又は運賃保險料等のみにより賣價を究め難く此外に韓錢相場の高低をも計算せざるべからず而して其韓錢相場絶へず變動するを以て大に困難を感ずることあり

白銅錢、開國五百三年の新式貨幣發行章程の發布と共に發行せし白銅貨は七萬六千六百壹圓四拾錢なりしが典國局は大に濫鑄し且つ默鑄私鑄を公許するが如き有様となり國內は勿論我大阪其他の處に於て鑄造するに至り從て其品質愈惡となり日本貨に對して十五割以上の打歩を附して流通せり其流通高は約千四百萬圓内外ならん

之を要するに韓國の貨幣條例は如上の弊を救ふの目的により制定せられたるものなるも多年の積弊之に資縁して單に形式的空文として存するに止まれるを以て我自費田瀾問は財政整理の一端として曩に貨幣條例實施法を發布せしめたり其方法に付ては我差別に見る處あるも兎も角幣制改革上効果著しかるべきは信じて疑はざるなり

三、慣行上の手形

韓人相互間又は韓人對日本人間に於て韓錢手形なるもの流通せり之れ元來法律的に發達したるものにあらずして韓錢の品質愈大にして計算煩雜、運搬不便等より自然に此必用を來したるものなれば其形式至て單純なり今日より之を見れば不完全なる一種の預り證券と見做すべく商法上の手形要件たる一定の期日及び振出地は大概記載せられざるが如し

四、金融及其機關

韓國に於ける一般の金融は各開港場の狀況如何によりて左右せられ而して各開港場の金融は

- 1 我邦經濟界の調和と不調和
 - 2 韓國農産物(米、大豆)の作、不作
- の二原因により變化す之を要するに韓國の金融は米及び大豆の輸出股振ならざれば活潑ならず我邦の經濟界順潮ならざれば圓滑なる能はざるなり其金融機關の重なるもの左の如し

イ、銀行

金融機關の重なるものは銀行にして我邦の出張營業をなすもの第一、第五十八、第十八銀行支店等にして韓人の設立に係るものは京城中央銀行、漢城銀行、天一銀行、漢興銀行等なり然して韓國に於ける第二銀行支店は事實上韓國の中央銀行にして其發行せる紙幣は恰も我國に於ける日本銀行兌換券と其趣を等しす

ロ、質商

質商も亦金融機關の一なり中等以下の社會が一時の金融をなすには必須缺くべからざるが故同業者は大に盛榮を極む其利率は頗る酷に過るが如し

ハ、金貸業

韓國に於て勞最も少くして利益甚だ多き事業は金貸業なり彼等は我邦の所謂高利貸にして小資本を以て比較的巨額の利を占り居れり

ニ、問屋

韓國の問屋に二種あり一は日本の卸問屋と同様にして自己の計算に於て貨物を仕入れ之を他に小賣するも

のなれども今一の間屋は京城其他開港場に於て金融の周旋業を營むものにして地方の商人は大概此間屋に就て貨物を仕入れ外國商館に賣込みて受取たる手形をば此間屋に割引し若しくは此手形を資本として更に貨物の仕入をなすなり又此間屋は地方の取引先と連絡を通じて不完全ながら爲替業を取扱ふ故に個人の依頼は勿論地方の租税を國庫に納付するが如きは往々此間屋の手を經るものとす而して此間屋及び實業の機關として客主會議所なるものあり我商業會議所に似たれども其爲す所は單に不法の徵税をなし間屋及び荷主等より手数料を貪りて私囊を富ますに過ぎずして實際商業上に何等の効果を與ふるものにわらず

ホ、郵便爲替貯金

各開港場に於て取扱ふ郵便局の爲替貯金は金融上に裨益すること少しとせず在韓勞動者の多くは銀行よりも寧ろ郵便局に依頼して之を一個の金融機關に充つるもの少しとせず

第五章 地價、家賃、勞銀、

土地價

韓國の地價は開港場附近を除くの外は非常に安價にて恐らく世界中最も下位にあるものと斷言するも可なし

今開港場の地價を明記せば(開戦後は地價法外に暴騰せしを以て開戦前の地價を列挙す)

釜山	上等宅地一坪六拾圓内外	中等同	參拾四圓内外
	下等同		拾五圓内外
元山	上等宅地一坪五拾圓内外	中等同	貳拾五圓内外
	下等同		拾圓内外
馬山浦	上等宅地一坪拾圓内外	下等同	參圓内外
木浦	上等宅地一坪貳拾圓内外	下等同	五圓内外
仁川	上等宅地一坪六拾圓内外	中等同	參拾四圓内外
	下等同		拾五圓内外
京城	上等宅地一坪貳拾圓内外	中等同	拾圓内外
	下等同		五圓内外

家賃

家賃に付ては明かに調査したるものなし故に單に諸材料の内より各開港場に於ける其の價格のみを列記せば左の如し

京城 京城に於ては土地の賃借は殆んど稀なるを以て借地料の標準とすべきもの未だ之れあるを見ず

家屋の貸借に至ては近來渡韓者の増加に従ひ其需用頗る多く家賃は益々騰貴す目下日本街に在りては商業樞要の場所に於て間口三間奥行六間の日本家屋平家にして一ヶ月參拾圓乃至四拾圓其他に在りては貳拾五圓以下にては貸手なし朝鮮家屋は上等一室(四疊半位)一ヶ月四圓乃至五圓中等參圓五拾錢内外なりと聞けり

京城にては借主は敷金として家屋の價格に應じ若干の金を預け置き明渡の際之れが拂戻を受くるの習慣にして家主は其敷金を普通若干の利息にて貸付け置くを以て畢竟其利息は家賃に外ならず然れども貧民に至りては概ね富豪の長屋を無料にて借り受け其代りに家族は家主の僕婢として無給料にて使役せらるゝの風習あり

鎮南浦 居留地内土地の賣買は居留地規則により競賣を以て最高者に賣却す目下居留地に於て未競賣地約四十万平方米突あり依て土地の賣買價格一定せず明治三十六年中競賣されたる居留地内の土地一平方米突平均價格貳拾五錢七厘なりしが三十七年一月より六月末日迄に於て競賣せし平均價格は一平方米突に付四拾錢強に騰貴せり

家屋は平家建一坪に付參拾五圓乃至六拾圓なりとす

土地賃貸借は一坪一ヶ月に付貳拾錢乃至參拾錢家屋は一ヶ月間口一間に付拾圓内外ならん

群山 土地價格は商業上の便否により一坪約貳拾圓より貳圓までにして建築費は通常の平家建一坪貳拾五

圓なれば家屋賣買價格も略ぼ之に準ずるものとす

賃貸價格は土地と同じく商業上の便否により一定し難きも一等地にて一坪一ヶ月約壹圓五拾錢以上其他約八拾錢内外のものあり最も疊建具を付せず

釜山 詳細の模様不明、されど地價及金利の高き爲め家屋の賃貸料は頗る高價にして棟割長家の一隅と雖ども月賃五圓を下らず、勿論場所の如何によりて上下あれども大抵疊一枚を壹圓の標準とするを常とせり今其平均額を擧ぐれば下等拾圓中等貳參拾圓上等五六拾圓内外とす借地料は居留地内は坪壹圓内外居留地外は坪拾錢乃至貳參拾錢なりと云ふ

木浦 土地賣買價格は既に埋立を終り市街を形成せる部分は一坪貳拾圓以下等差あり

馬山 居留地外一里以内の地價は一定せざるも田畑一坪四五拾錢なり居留地内の家屋は日本風普通の平屋にて其建築費坪四拾圓内外を要す其賣買價格も右にて略々推知するを得べし家賃は頗る高價にして二十坪位の平家一ヶ月拾圓乃至拾五圓なり

平壤 日本人相互間及び本邦人の韓人より借り入るゝものは大同門近(本邦人の占據せる所)にて間口三間のものにして一ヶ月參拾圓位とし其他の場所に於ては大概一ヶ月一間壹圓乃至四圓位なるが如し

仁川 肝要の地なれども取調べの材料なし

勞賃及び生活費

航渡者の七分は労働者にして多くは長崎、山口、大分、福岡の四縣大部分を占む

本邦人労働

三十七年末調査

大工	一日	一〇〇	一五〇
石工	一日	一〇〇	二〇〇
左官	一日	一〇〇	一五〇
木換	一日	一〇〇	一五〇
煉瓦師	一日	一〇〇	一五〇
ペンキ屋	一日	一〇〇	一五〇
ブリキ屋	一日	一〇〇	一五〇
船大工	一日	一〇〇	一五〇
鍛冶職	一日	〇、八〇	一ヶ月六拾圓乃至四拾五圓
手傳職	一日	〇、五〇	一二〇
車夫	一日	〇、八〇	二〇〇
日傭	一日	〇、八〇	一

釜山

京城

理髮師	一ヶ月賄付	一二、〇〇	一
靴職	一ヶ月賄付	一八、〇〇	一
疊職	一枚	〇、二五	一
雇人	一ヶ月(下男)	四、〇〇	六、〇〇乃至一〇、〇〇
仲仕	一日	〇、九〇	一
大工	一日	一	一、六〇 <small>一元六拾錢は當時我々七拾四錢を以て以下準ず</small>
左官	一日	一	〇、八〇
石工	一日	一	二〇〇
鍛冶職	一日	四拾錢—五拾錢	一、六〇
手傳職	一日	四拾錢	〇、八〇
日傭	一日	四拾五錢	一、二〇
車夫	一日	一	一、二〇

4 生活費

開港場二三の物價を示せば左の如し

(三十七年十月末調査)

	京城	釜山	鎮南浦	群山
白米	一升 一九〇	一六〇	二二〇	一七〇
牛肉	一斤 三五〇	三八〇	三五〇	二五〇
雞肉	一斤 四八〇	—	七〇〇 <small>一羽</small>	三五〇 <small>二羽</small>
雞卵	十個 二五〇	—	—	一五〇
牛乳	一合 〇八〇	—	—	—
味噌	一斤 一〇〇	〔赤〕 三五〇	一五〇	〇九〇
醬油	一升 三五〇	〔白〕 三九〇	三五〇	三三〇
酒	一升 五〇〇	〔平均〕 一八、五〇〇	六〇〇	五五〇
酢	一升 二八〇	三九〇	—	—
薪	一貫 一八〇	三五〇	—	三五〇

第六章 開港場及都市概況

今回予が實地踏査せし都市港灣の概況を擧ぐれば左の如し

一、釜山

釜山は慶尙道にあり半島の東南端に位す

我對州を距ること十八里、馬關より百二十海里の北西にあり港灣頗る廣濶にして水深深く能く巨艦を泊すべし灣口には絶影島(枚の島)横はり本島と相抱懷して釜山港を構成し港口自から東西両面に港門を開く東港門は海水深くして大艦の出入に妨なしと雖も西南港門は海水淺くして僅に小蒸氣船を運するのみ

本邦居留地は海岸に沿ひ龍頭龍尾の二山を包擁して市街をなす東西二十丁南北十丁面積十餘萬坪を占め、本町、琴平町、常盤町、北濱町、辨天町、入江町、幸町、南濱町、山下町、西町、大廳町、寶水町、富平町等に小區分せり在留本邦人二万八千人以上二万人に垂んとす本邦守備隊、警察署、郵便電信局、電話交換局、居留民役所、公立病院、公立小學校、商業會議所、朝鮮海水産組合、第一、第十八、第五十八、各銀行支店、日本郵船、大阪商船會社支店、水産會社、倉庫會社、埋築會社、精米會社、電燈會社、土木會社、本願寺別院及び公園、旅館、劇場、湯屋、寫真店、料理店等百般の事物整頓し市街は悉く日本風に於て區劃井然其秩序制度の具備すること韓國中他に比類なし

海上航通機關は日本郵船會社、大阪商船會社及び山陽鐵道會社等所屬汽船の定期に航するありて日本、支那及び沿岸各港に直通し又不定期の通行船ありて各地に航するの便極めて多し埠頭常に汽船の碇泊を見ることがなく本邦間の交通の如きは殆んど毎日之あり交通の至便なること本邦内地邊陲の都邑に勝ること萬々なり

本港は又韓海に於ける本邦漁業者の集合地にして其往復必ず此地を經過せざるなく船數年々約二千隻の上に出で碇泊の漁船四時常に絶えず殊に春秋の漁期には數百隻の集合を見ること少なからず捕魚は釜山水産株式會社にて取扱はれ其金額年々拾四五萬圓に達す

釜山は韓國の開港場中に於て最も本邦に近運し交通上至便の位置に在るを以て本邦人の居留するもの多く、仁川港が日清兩國人の競争市場にして其貿易は常に輸入超過なるに反し釜山の商權は輸出輸入ともに本邦人の獨占する所にして其貿易は常に輸出超過にありて全然其趣を異にせり釜山港に於ける年々の貿易額は平均七百貳拾萬圓にして其重要なる輸入品は金巾、生木綿、食鹽、吠、繩、日本酒、燐寸、衣類、紙卷煙草、石油、電燈機械及び石灰、木材、鐵器、綿織物、絹反物、磁器、紙、木炭、硝子、馬尾等なり又輸出品は米、大豆、小豆、海參、干鮑、鰯、鱈、天草、布海苔、小麥、牛皮、金地金、荳子等なり(附錄釜山港輸出入貿易額表参照)

二、大邱府

大邱府は慶尙道の中央に位し南韓に於ける唯一の都會なり釜山京城間の要路に當り慶尙、全羅、忠清、江原、各道の重要なる市邑に對して交通至便の形勢を保ち且洛東江の水運は更に是等要地間の聯絡運送を利すること渺からず實に天與の商業地たり地勢を按ずるに八公山は東北に屹立し鳳龍山は西に峙つ南に延

晉山あり北は琴湖江迂回して洛東江に合せり西北及び東方は一帶に廣濶たる曠野を望む

市邑は繞らすに石築の城郭を以てし四方に城門を設く城内には北道觀察府、鐵衛隊、警務署、電報司、郵便司あり亦郡衙あり大邱郡内を管治せり、城内最も殷賑の區は則ち鐵路にして商家楹比し春秋二期の令市には此處市場の中心たるなり戸數は約五千にして人口は凡そ三萬以上ありと云ふ府城の周圍は曠潤なる平野にして田畝遠く開け南は慶山清道に至り西は玄風に達し北は漆谷に到り其間官道四通す唯恨む道路不完全にして雨後泥濘を没するに至るを地味概ね肥沃にして灌溉の便に富むと雖水害を蒙ること少なきを以て遍く開墾せられて殆んど荒廢の地を見るところなし

本府は商業上の好位置を占むるを以て貨物聚散頗る夥多なり毎年輸出入額は六百萬圓以上にして其五分の二は直接本府に聚散せられ其餘は洛東江を下りて釜山に出で或は之を溯りて上流の各地に輸送せらるゝものなり重要なる輸出品中米、大豆、小豆、麥、胡麻、荳子、五倍子、牛皮、牛骨、雜穀、藥種、砂金等は日本及び其他外國に向て輸出せられ木綿、扇子、陶器、紙、銅、釜等は内國各地に輸送せらるゝものなり亦輸入品には食鹽、石油、燐寸、金巾、木綿、紡績絲、絹反物、藥劑、雜貨等あり而して其價格は他の地方に比し頗る高價にして釜山の市價よりは二割乃至四割の懸隔あり又雜貨類の如きは我大阪に比し輸入税其他を差引きて割割の利益を賦課するも尙低廉なりといふ

府城に近接する平野よりは米、麥、大豆、其他雜穀、蔬菜を産出す本府に在留する日本人二千有餘の多

くは農業に従事し或は農産物の購買に従事するもの多し當地は未だ釜山の如く日本市街なるものなしと雖漸次之を城外に建設せんとするの状況あり目下日本民役所、日本守備隊兵營、憲兵屯所、鐵道隊營所等あり

本府に於て韓人の需要する日本貨物を檢するに木綿類の外、鏡、眼鏡、カンテラ、洋燈、烟草、燐寸、藥品等の雜貨にして陶器類も近年稍く其需要を増加する傾向あり、絹布類の如きも奉書、羽二重、練上の七子、薄絹類の幾分は販路あるもの、如きも素より數ふるに足らず砂糖及鹽の如きは其需要漸次増加するの傾向あり

三、木 浦

木浦は全羅道の中央を貫流せる榮山江の河口にありて背後には湖南數十里の沃野を控え前面は多島海を擁し水産物頗る豊富なり灣口は西に向つて開き東進するに従ひ三灣となり一は北倉に通じ一は西倉に及び一は羅州方面に向つて彎曲す、木浦は即ち三灣合圍の西北岸上に突出する小山の麓に在り之を木浦鎮と稱す、港内南北に廣く東西に狭く前に孤下島を横へ沙島、達里島の二島更に其前面を屏障し宛かも括弧の如し水深深く岸際礁石なく巨艦を繋ぐに適すれども潮汐干満の差丈餘に及び潮流又急激舟航往々窮することあり

居留地は港の西部楡達山の麓にあり街區を領事館通、東海岸、務安通、木浦臺、本町通、南海岸、山手通の七區に分ち、帝國領事館、帝國郵便局、帝國警察署、各國居留地會、日本居留民役所、同商業會議所、朝鮮海産組合支部、共立病院、木浦小學校、東本願寺別院、新聞社、日本郵船、大阪商船會社代理店、海産會社、興農協會等あり本邦人の在留するもの約三千人なり居留地を去ること四丁餘にして萬福洞、雙橋里、新昌洞等に韓人街あり、往時は落莫たる茅舍のみなりしが居留地の發達と共に監理署、警務署、海關署、郵便司、電報司、教會堂等の建設を見るに至れり

當港と各開港場間の交通は日本郵船、大阪商船、大韓共同郵船、各會社及堀回酒店等の汽船定期寄港するあり羅州、南平、潭陽、淳昌、平原其他榮江流域の各地方へは三板船によりて交通し靈光より群山の西に至る海岸及び南部諸郡、濟州島、珍島、其他の諸島との交通は全く蓬船によりて行はる水路交通の便なるに反し陸路交通は商業上見るべきもの太だ少し其中重なるものを擧ぐれば務安、咸平、靈光、茂長、興德、古阜を経て群山に達するもの、務安街道より分岐して羅州、南平、潭陽、淳昌等に達するもの、羅州より分岐し長城、井邑、泰仁、金溝、全州に達するもの及び當港の對岸、靈岸半島より靈岸を経て羅州に達するもの等とす

貿易は日本獨占の有様なり輸入品は多く日本産にして紡績、紙、綿織物、生金巾、臥、繩、燐寸、日本酒を重なるものとし其他金屬製品、銅、紙卷煙草等なり輸出品の重なるものは米第一にして輸出額の過半

を占り他は棉花等なり

近海は鯛、鱈、鱈、チヌ鯛等を産し榮山江口には鱧其他數種の河魚を多く産する故漁業は將來尤も有望なり
木浦の商業地域は扶安、萬頃地方の所謂、全州、平野、興徳、茂長、靈光の西部沿岸、實に其大半を占り榮山江流域及び海南、唐津等、南部沿岸其一半を有せり而して本港附近は有名なる米産地にして上流に豊沃なる廣野を控え兩三年來本邦人の土地を購買し農業を計畫するもの多きを加え米穀の輸出額に増加せり又其附近には全州、羅州等絹布類の産地あり特に棉花の輸出額も兩三年來多額に上りしは最も注意すべきの事なりとす

四、仁川港

仁川港は江華灣内漢江河口の東北岸にあり港灣の所在地を清物浦と云ひ前面に月尾島、小月尾、中島等の諸島嶼相擁して更に小港灣をなせり之と内港と云ひ其外面と外港と云ふ京城を去る十里其咽喉を扼するを以て貿易盛大、市街繁華なること韓國開港場の主位を占む、内港は狭小にして二千噸以上の船舶を入るゝを得ず外港は海深深くして巨船の投錨に適す、明治二十七年二月八日日露戦役の劈頭我海軍が露國の軍艦二隻を撃沈したるは實に此外港なり

日本居留地は露清居留地の間に介して其地域最も廣く本町、裏町、山手通、海岸通の四條に區劃し更に海岸を埋築して市街を造りしも區域猶狹隘を感じ他管の居留地域内にも居住するもの多し我が諸官署及び公共機關には帝國領事館、警察署、郵便局、日本人居留民役所、居留民商業會議所、小學校、病院、銀行、漁船會社、寺院、神社、公園、劇場、幼稚園、教育衛生會、慈善會、日本消防組、看護婦會、新聞社、仁川米豆取引所等ありて百般の機關略々備はり各種の供給殆んど不便なきが如し在留本邦人約二萬人あり韓人街は各國居留地より京城に至る街道に沿ひ監理署、監獄等あり韓人約一萬餘を有し市街頗る股賑なり
通信機關としては日、韓、郵便、電信、電話の設あり交通機關には陸上に京仁鐵道ありて僅かに一時間餘にして京城に達すべく海上には我郵船商船二大會社の汽船及び仁川堀回漕店の汽船其他本邦韓國間若くは韓國沿岸を航する汽船にして本港に寄港せざるものなく又帆船支那ジャンクの出入するもの非常に多し
(附録仁川港輸出入貿易額表参照)

五、龍山

龍山は京城を距ること約一里漢江の東北岸に在り此地樹木鬱蒼風光幽雅夏涼殊に愛すべし往昔より八道の貨米を輸集する要津にして政府は大なる倉庫を置き常に糧餉を儲ふる所とす文祿の役我が軍此地に糧米

を集積し以て持久の計に供へ近き日清の役に當りても我兵站部を此地に置たり
 此地京城より河海の水運に便なる要津にして京仁間の聯絡をなせる汽船の往來するもの頗る頻繁なり如此
 交通の便あるに加へて尙ほ京釜京仁兩鐵道の沿線に當り且つ京義鐵道の起点たるのみならず別に電氣鐵道
 の京城に通ずるあり又近く我陸軍師團を此地に設置せんとするあり以て將來有望の要地たるを知るべし
 現今此處に住する本邦人約三四百名あり一半は韓國政府雇員にして一半は商人及び労働者なり韓民の人口
 約三千餘あり
 現今農産物は諸道より一旦此地に集り更に諸所に輸出せらる就中大豆小豆等の日本に輸出せらるもの年
 を六百石に及ぶと云ふ

六、京城

京城は韓國の主府にして京畿道にあり李朝歷代此に都を奠め中央政府及び宮殿の所在地なり一名漢陽又
 は漢城府と云ふ北漢山其北に峙ち木見山其南に聳ち兩山の餘脈府城の四周を圍みて東に駱駝、天祿の諸峯
 簇立し西には仁王、白蓮、蓮華の諸峯羅列して自然の城壁をなし漢江其南を流れて水運の利をなし山河の形
 勢自ら半島樞要の地たり市街は東西三十町南北二十町周回約五里其地域略我名古屋に相似たり中央部は繞
 らずに堅固なる高壁を以てし八門を開く城内は東、西、南、北、中の五區に劃し道路稍清潔なれども城外

は街路不規則且つ不潔にしても毫も修築を加ふることをなし城内の家屋は韓國普通の棲陋のものど頗る其趣
 きを異にす街路は人車の往來頻繁なり東南兩大門の市場には毎朝市を開きて都鄙の物産及び日用雜貨を販
 賣す殊に南大門の市場は最も盛大にして本邦人及び支那人等の此處に露店を張り商品の販賣に従事する者
 尠からず

京城の人口は韓國官憲の調査に係るもの左の如し

年次	戸数	人口	男	女
明治三十五年 末	四二、九三六	一九六、六四六	一〇三、五四〇	九二、一〇六
明治三十六年 末	四二、八二二	一九四、一〇〇	一〇一、一三三	九二、九六七
明治三十七年 六月	四二、六三〇	一九二、二七六	一〇〇、九五九	九〇、七九七

此統計に依れば京城の人口は年々減退しつつあるを見ると雖も此統計は果して精確なる者なるや否
 や頗る疑なき能はず市民の大半は商業を營み之れに次ぐに官吏労働者多く労働者中注目すべきは近來
 人力車業の増加したることなり

明治三十七年六月調査に係る在留外國人左の如し

日 本 人	戸 数	人 口	男	女
九 九 四	四、三 二 九	二、三 六 一	一、八 六 八	四 九

清國	人	五〇〇	二、〇〇〇	不明	不明
英國	人	〇	四七	三一	一六
米國	人	〇	七九	三九	四〇
白耳義	人	〇	八	四	四
獨乙	人	〇	一八	一〇	八
佛國	人	〇	六九	四三	二六
					五〇

本邦人の在留するもの次第に増加し現今は一万五六千人に及べりと云ふ其重なるものは官吏、教育家、銀行會社員、新聞社員、宗教家、醫師、等の外商業に従事するもの特に多数なり

斯の如く外國人の居住者少からずと雖も京城は雜居地にして專管居留地なし然れども自から各自團集の狀をなし歐米の公使館領事館は市の西南貞庭にあり我公使館は木見山下にあり其近傍なる筆洞及び苧洞には我守備隊並に日本の諸官衙あり本邦人公設の造營物としては日本居留民役所日本人商業會議所京城學校唐子紀念京城幼稚園避病院公園等あり公園は本邦居留民の遊歩場として韓國政府より借受たるものにして松樹鬱蒼たる南山の中腹倭城臺一帶の地を占め全都の光景を眺望すべく園中大神宮、天溝宮及び甲午紀念碑等あり又京城學堂あり本願寺別院あり淨土宗務所出張所あり日蓮宗會堂あり又不完全なる商品陳列場は長洞にありて韓人需要の雜貨を販賣せり其他病院新聞社等亦本邦人の經營に係るもの多し金融機關として

は本邦第一銀行支店及び第五十八銀行支店外に韓人の經營に係る漢城銀行天一銀行朝鮮銀行帝國銀行あり我銀行は商業銀行として一切の業務を取扱へども韓人の銀行は孰れも單に貸付と預金を取扱ふのみにして普通の金貨業に異ることなし又本邦人の韓人を相手に典當業(質屋)を營業するもの多し通信機關としては本邦の郵便局電信局電話局あり韓國の郵便局電報局電話局あり殊に電話は永登浦、麻浦、水原、桃洞契、開城及び仁川方面に架設せられ日常の便多し

電氣鐵道は明治三十二年の開通に係り城の内外に通じ人力車も次第に増加し京仁鐵道は全線開通し京釜鐵道亦已に開通し京義鐵道も今や工事中なれば日ならずして竣功すべし
道路は京城大路と稱するもの京城を中心として四方に通じ較や廣くして人馬を通ずるに足る而して古來韓人の乗物は男女共に輻輳を用ゆる外なかりしが近年我人力車の輸入ありてより之に乗るもの漸く多く今や辻待車を見るに至れり然れども其乗客の多くは本邦人又は諸外國人並に中流以下の韓人にして韓國の婦人及び上流の男子は今尙輻輳に乗するの風を改めず漢江は舟楫の便あり唯冬期三ヶ月間結氷の爲漕運を杜絶す(附錄京城輸出入貿易額表參照)

七、開城

開城は京城を距ること約十六里の北方にあり長湍の西四里とす昔時高麗朝の首都たりしと韓國政府主要

の財源たる人參の産地たるを以て名を肆にす城廓周圍約一里にして戸數一萬人口約五萬中に富豪多く商業の盛なること平壤と伯仲す府民の大半は商賈にして一般に商業的智識は大に發達し居れり邦人の此處に住するもの約五百名病院小學校郵便局警察官出張所俱樂部總代事務所あり教育基金の積立數千圓に上ると云ふ別に韓人所設の開城學堂ありて日本語を教ゆ本邦人の營業中最も多きは質屋業とす其他官吏教師僧侶醫師の外旅館料理店飲食店及び各種労働者なりとす

此地は輸出入貿易上仁川と密接の關係を有し仁川より諸種の外國品を輸入し又金、烟草、大豆等を仁川に向けて輸送す此地の市日は一、六の日なれども京城の如く日常店舗を張り賣買盛なるが故に市日は唯露露の増加を見るに過ぎず京義鐵道開通以來其沿路に當るを以て住民の日本化するもの多く隨て我邦産物の販路次第に増加すと云ふ

八、平

壤

平壤は韓國の古都にして京城に亞げる大都會なり京城を距ること五十里大同江の北岸に在り大城山其背後に峙ち東南は豊沃なる大野を控へ頗る要樞の地なり文祿の役小西行長此城に據りて李如松と戦ひ甲午日清戦役には我軍清兵を包圍攻撃し近く日露の役には七星門外に於て我兵始めて露兵と兵火を交へしを以て知らる市街は内城中城外城東北城の四區に分ち内城は周圍二里外廓を繞らし四門を開く富豪多く居住し街

衢は古都の舊觀を存し秩序整然たり平安南道觀察府、平壤開市場監理署、郵便司、平壤郡衙、西京離宮、關西司令部等あり人口約四五万住民の半は商を營み他は官吏及び労働者とす

平壤もまた京城の如く一定の外國人居留地と指定せられたるの地なく内外人都て相雜居せり米佛人等は多く外城に住し本邦人は大同門通り朱雀門通り及び大同門外の江岸に居住せり日本領事館分館、警察署、郵便局、居留民總代役場、商話會、皇太子殿下御慶事紀念慈善會、居留地小學校、平壤日語學校、平壤婦人會、平壤醫院、淨土宗教會等皆此中におり本邦人の居留するもの近時非常に増加し約四千五六百人あり多くは商業を營む清國人在住者は四五十人にして商業に従事するものは僅々十人に滿たず他は労働者なり米人は五十人餘在住し各布教及び教育に従事す

冬期は寒氣激烈にして降雪多く氷結せる大同江上は人馬自由に往來す夏期は我九州と大差なく春秋二期は頗る温和にして最も人体に可なり

交通は仁川掘回漕店、吉川、大阪商船等の小汽船の鎮南浦より大同江を溯航するものあり稍大なる汽船は平壤より二里半の下流萬景岱以上に溯る能はざるを以て平壤萬景岱間は韓解船によりて汽船に接続すと雖ども滿潮に乗するにあらざれば溯上し難く時に陸路を取ることあり

大同江に於ける舟楫の便は例年三月下旬より十二月中旬に至る間にして其他の三ヶ月は結氷の爲舟航を得ず運輸は渾て陸路に依る

本府は大同江流域數十里の沃野を控へ農産物及び金鐵、鐵礦、石炭坑あり加ふるに水陸運輸の利を以てし又京城元山義州より遼東への商業上の聯絡あり而して内地諸邑里の日用品は皆此地に仰ぐを以て百貨輻輳し市街股賑を極めたりしが鎮南浦の開港及び沿岸貿易の發達するに従ひ元山義州方面の貿易は漸次減殺せらるゝに至れりされど此地我邦第一銀行出張所あり預金高五萬圓に達し爲替向高貳萬圓に及ぶと云ふ他日我族團設置の豫定地なりと云へば將來の發展更に觀るべきものあるべし（附録平壤輸出入貿易額表参照）

九、兼・次 浦

兼二浦は本年始めて開港せられたる處にして大同江に沿ひ平壤と鎮南浦との中間に位し附近は最も農産物に富み港内水深く四千噸以上の船を自由に航行することを得其開港日なは淺きを以て商業上未だ何等見らるべきものなしと雖も此地より江を渡りて京義鐵道の支線を平壤より敷設せられてより邦人の來往するもの殊に多く現今日本戶數百二十六人口約六百韓人戶數百住民は多く軍隊用の事業に従事しつゝ、あれども今後此地の便宜愈よ加はるに於ては商業益々殷盛に趨き繁華なる一通商港として將來重要な地歩を占むるに至るべし

十、鎮 南 浦

鎮南浦は平安道の西南端大同江の下流北岸に沿ひ江を隔て、南黃海道と相對す平壤を去ること三十七哩なり大同江に於ける唯一の港にして灣内廣く二千噸以上の巨船同時に四十隻を碇泊せしむるに足る開港當時は實に寂寥たる一寒邑なりしが爾來商賈群聚し船舶輻湊して現今の盛榮を見るに至れり其位置たる平壤を東北に控へ北は義州に通じ西は黃海を扼し實に北韓西部の要港たり

各國居留地は丘陵の間に挟まり總面積は約九十五萬平方米突に亘る、中日本は十五萬二千八百〇四平方米突とす居留地内の道路溝渠堤防其他公共の工事は擧げて居留地會の經營に係り開港後未だ數年を経ざるも豫定の道路は大半竣成し市街の整然たる開港場中稀に見る所なり居留地内東南部に於て南北に通ずる一條の水路あり滿潮の時は五百石以下の船舶を自由に通航せしむべし

居留地の中央は東西に通じて殆んど日本人の所有する所となり其東北部は既に整然たる日本市街を成し市街の構造生活の状態宛然日本の市都たるの感あり市内には日本領事館、郵便局、日本人居留民役所、鎮南浦輸出穀物商組合、尋常高等小學校、日本赤十字社支部、東本願寺別院、日蓮宗布教所、病院、第一銀行出張所、五十八銀行支店、汽船會社代理店、鎮南婦人慈善會、同青年會、義勇消防團等の設あり現今本邦人の在留するもの約五千人の多きに及ぶ居留地の北方三和街道に沿ひ韓人街あり人口二千五百餘居留地の繁盛に伴ひ漸次人口を増加し監理署警察署の設あり又居留地を距ること西八丁餘の處に億兩機と稱する地あり韓人戶數百五十餘の邑にして清國領事館及び韓國電報司、郵便司等あり

交通は海運には日本郵船會社、大阪商船會社、堀河漕店等の定期に寄航するあり而して大同江の上流は深く内地に入り平安、黃海兩道の各都邑に交通する便あり
 陸路には平壤及び安州に至る大路あり二路共に平直にして其幅概ね四間平安道の沿岸を除き水利の便なき
 地方に在ては米穀其他貨物悉く此道路に由て運搬せらる然れども例年六七月頃霖雨に際せば道路泥濘車馬の通行頗る困難なり

此地商業上形勝の地位を占めながら外國貿易の遲々たりし所以は金融機關の缺けたると本邦より直接交通の便なかりしと古來の習慣として産物の集散が平壤に行はると冬季大同江の氷結せしとを以てなりされ
 近年海運其他百般に趣を變へ來りしを以て今や大に進歩せしものあらん其主なる輸入品は紡績糸、木綿、陶器、燐寸、石油等にして輸出品は米、大豆、牛皮、小麥、牛骨等たり(附錄鎮南浦輸出入貿易額表参照)

鎮南浦は前記の如く元寇災たる一寒村たりしが明治三十年十月此地始めて開港場となりてより漸次繁榮に赴き日露開戦後は我軍需品の揚陸地となりし爲形勢更に一變し驚くべき殷賑の地となり想ふに今後我邦人が手腕を振ふべき絶好の舞臺は此新開地にして貿易上將來頗る有望の地なりと認む左に居住民の營業別を示して参考に資すべし

鎮南浦營業別

六月二十日調

種類	戸數	種類	戸數	種類	戸數
銀行	二	裁縫業	三	武力細工職	三
貨倉	一	西洋料理	二〇	鍛冶職	二
飲食店	二	飲食店	八五	理髮	一八
穀物小賣	四	市場	四	女髮結	一五
牛乳商	二	貿易商	一	樂物業	一
寫真業	一五	諸反物	七	委託販賣業	七
菓子商	一九	材木商	一六	煙艸商	一〇
薪炭商	一五	表具師	〇	小間物商	一
遊藝師	一	魚商	一	貸貸業	六
遊藝師	一	野菜果物商	三	雜貨商	四
陶器卸商	二	豆腐商	一	古着商	三
航海業	〇	旅宿業	一	履物商	三
船具商	三〇	酒商	五	露店行商	五
乾物漬物商	五〇	賣藥	三	酌婦	八
醬油調味商	三				

諸工	六四	仲仕組業	三	古物商	三	雜業	二二
土木業	二〇	湯屋	六	屠獸業	三		
時計商	四	精米業	五	仲買商	三		
印刷業	三	回漕業	七	肉類販賣商	三		

五八

清國ノ部

第壹章 滿洲の地理

滿洲の地は東は烏蘇里江與凱湖を以て西伯利の沿海諸洲に接し西は直隸省及び蒙古に境し北は黑龍江の本支流を以て西伯利の黑龍江及びトランスバイカル二洲に接し南は渤海及び黃海に臨み又鴨綠圖們の二江を隔て、朝鮮に接す面積約六萬零八百九十二方里人口凡そ五百七十五萬あり長白山脈は滿洲の東部に蜿蜒し其最高峯たる白頭山は海拔八千九百尺朝鮮との境界線に位す松花江圖們江及び鴨綠江は皆源を此山に發す

長白山脈東北に亘りて完達山脈となり又西南に奔りて千山々脈となり脈中鋭々たる摩天嶺を起し金洲半島の脊骨をなす

滿洲を現今分つて奉天、吉林、黑龍江の三省とす支那本部の東隅に位するを以て又東三省と稱べり

其氣候は純然たる大陸性の氣候にして九夏の炎熱金を鏢し三冬の奇寒骨髓に沁ひ且春秋兩季は尤も短くして温暖人に可なるの好氣を有すること甚だ稀なり例年十一月より三月に亘りては河川渾て氷結し行旅の客運輸の貨物すべて權行の便を借る

地味は概ね肥沃なるも人烟稀少なる爲農産物も自から豊ならず高粱、豆、藍、阿片等は稍多額の産出あるも

米穀は更に其産なし
 到る處鬱蒼たる森林ありて林産頗る夥し鐵物としては金、鐵、石炭等多額の産出あるも其採掘宜しきを得ざるがため其額甚だ多からず若し今よりして實地を精査し採法を研究せば驚くべき巨額の鐵産物を得るならんとは其道の識者が口にする所なり
 河川には多くの魚族群をなして游泳するも土人未だ漁法に精からざる爲空しく巨利を水中に遺棄するは惜ひべし又森林中に棲息する獸類甚だ多く隨て獸皮を得ること夥し中にも貂皮は政府より保護を加へ土人は之を貨幣に代用すと聞けり

第二章 滿洲の對外貿易

滿洲の對外貿易は年々進歩の境にありて特に我日本との間に於けるものは著しき進歩を見る北米合衆國との貿易に亞で多額を占むるものは實に我邦なりとす若し上海、天津等の諸港を經由するものを合せは實に對清貿易の約四割を占むべし今本邦對滿洲貿易輸出入表を示せば次の如し

牛 莊 輪、 合 計 入 出	明治三十七年度	明治三十六年度	明治三十五年度	明治三十四年度
	輪、 入 出	二二、一五九、四八六 一九、二九七、七二七	一九、九八一、五八九 二〇、三二九、八五九	一七、五二四、九五七 一八、一八五、七九三
合 計	三一、四五七、一〇三	四〇、三〇一、四四八	三五、七一〇、七五〇	三五、七九九、〇三三

天 津 輪、 合 計 入 出	秦 皇 島 輪、 合 計 入 出	芝 罘 輪、 合 計 入 出	明治三十七年度	明治三十六年度	明治三十五年度	明治三十四年度
			輪、 入 出	一一、三一九、二八九 三七、四六三、八二三	五、〇六四、六七〇 七、四四一、三四三	一三、五六七、九三二 五三、四四三、七九八
合 計	二二、六八六、一五四 一六、三九〇、五二九	一三、五一一、三九七 一七、四二一、九八〇	二九、八二七、三六六 二九、八二七、三六六	二九、八二七、三六六 二九、八二七、三六六	二九、八二七、三六六 二九、八二七、三六六	

清國人は韓國人と異り勤勉にして節約の人種なり之を西土の人種に比すれば其れ猶ほ猶太人の如きか彼等は必須の品と雖ども成るべく儘少に成るべく安値に之を買はんとし贅品品の如きは殆んど之を買ふものなしと謂て可なり斯の如き人種に對して我邦人が商業を試み彼等内地商人と競争して商業を營むは頗る至難のことと屬す蓋し其理由は

第一、清國人は容易に外來の人を信用せず故に外國人が始めて入込み商業を營むも直ちに顧客を引寄する

はや、困難なり

第二、清國商人は大に商才に長け機を賭るに敏なれば顧客の意を察して能く其好惡を知り勉めて顧客の機嫌を損ねざらんとすることなどは日本商人の遠く及ぶ所に非ず

第三、清國人は低利の資金を比較的多額に所有するのみならず彼等の生活程度は概して低く勞銀亦低廉なるを以て貨物を比較的安價に販賣するも猶幾許かの利益を占むることを得べし、之に反して日本商人の如きは金利高き少額の資金を運轉して比較的高度の生活をなし勞銀も彼より高き人員を使用するが故に假令原價低廉の貨物を販賣するも猶利益を得ること少きに若し原價彼と同等以上の貨物を販賣せば其損失を招くことの多大なるは免れざるなり

以上列擧するが如き理由あるが故我商人が清國人に對して商業を試むるは頗る困難なりとす從來個人として之に従事したるものにして未だ一人の成功者なきに徴するも此事業の難事たるは推するに難からざるなり

唯是に例外をなすは三井物産會社及び他の二三大會社の成功なるも此等の會社は營業上の機關具備せると資本の豊富なるも且之に伴ふの信用充分なりしが爲にして元より當然の事なりとす

されば此實例に鑑み將來清國人と直接に取引せんと欲する者は先づ豊富なる資本を運轉する組織と商取引上種々の便益なる機關を有するにあらざれば成功する能はざるものと知るべし

右は發込商人に向ての注意なるも買込商人に於ても亦略同一の用意を要するは固より論を待たざるなり
 概に述べしが如く清國商人は資本豊富にして綿布雜貨及び彼地に産せざる必需品は年々其購買額を増加しつつあるのみならず日露戰爭開始後清國に注入せられたる多くの金額は彼等の資金を更に多額に上らしめたるが故今後の購買力が益々増大するは火を賭るよりも明かなり我商人たるもの此際緊揮一番奮つて先鞭を著け北清貿易の獨占權を掌握し彼の貴龍の含珠をして空しく他に逸去せしめざらしむるの用意なかる可らず

第 三 章 金 融 機 關

滿洲の金融機關は意想外に發達し大小銀行の本支店各都邑は勿論遠く支那本部とも聯絡を通じ商業取引圓滑にして澁滯を來すことなし支那銀行の組織は各地大同小異あれば今此處に營口のみを模範を記せば銀爐、票莊、銀莊、錢莊等の外當鋪を稱する我質屋同様のものあり銀爐は一に爐房と云ひ滿洲最有力量なる金融機關なり其業務は自から銀塊を購入して元寶銀を鑄造して銀莊に賣出し或は銀莊又は商賈人の委託を受けて銀兩又は銀塊を改鑄して元寶銀となす、されど銀爐は金融上此外金錢授受に於て過爐銀とて一片の紙片すら授受することなく單に銀爐の帳簿上に於て債權債務の關係を定むる甚だ調法なる仲立者たるなり營口を始め滿洲に於ける取引の多くは過爐銀にして貨物に對する相場も亦之に依て建てらるべきものなり

るを以て商取引を爲す者は熟知せざるべからず蓋し過爐銀とは我邦に於ける定期支拂手形と性質を同ふするものにして其取引を媒介するものは銀爐なり例へば茲に甲乙兩商人ありて甲より乙に向け千圓の支拂ひありとせんか甲は口頭にて吾は丙銀爐と取引あるを以て其處より受取り呉れと謂ひ一方には丙銀爐に走せ自己の權利に屬する銀額の中千圓を割いて乙商人に振替へんことを要求す此時甲乙共に丙銀爐に取引あるものなれば甲より何等の證據物を取るなく直に帳簿上の書替をなし千圓を乙商人の權利に移し貸借關係を結了せしむ其便利なること我邦の諸銀行に於ける取引と毫も差違あるなく只我は手形を發して證據となし彼は口頭を以てなすのみ

票莊は官私の現金を爲替して一定の爲替料を徴收するを以て本業とす其資本少なきも參四拾萬圓多きは五百萬圓に達し殆んど銀行同様の營業をなせり

銀莊は其營業票莊に酷似するも只營業の範圍狭少なる点に於て差異あるものとす

錢莊は銀莊を一層小規模としたるものにして小商人を相手とする銀行營業と見て誤りなきが如し

第四章 滿洲の商店

滿洲及び支那本部に於る商買の種類を大別すれば

(一) 行棧即ち仲買業

(二) 字號商即ち大店

(三) 零賣商即ち小賣業の三種となす之れに關する樞原陳政氏の報告を抄録せば左の如し

行棧は生産者と仕入者間又は賣方買方の兩商人間に介立して双方を聯絡し貨物を取引せしめ手数料を取るを業とするものにして我邦の所謂仲買商の如きものなりされば行棧は常に當事者双方の信用を得るにあらざれば手廣く營業を爲す能はざるを以て深切に周旋し賣買を成立せしむ賣方は販賣貨物を行棧に持行き貨物を差出し即時に販賣せられざる時は行棧に販賣を委託して前金を借ることあり又常に人を派して行棧内に宿泊し賣口并に相場を觀察せしむるもあり

又買入商も特に買入のため常に人を派して行棧内に宿泊せしむることあり或は行棧に託して買入を爲す者もありて行棧中には絶へず賣方買方多人數宿泊して宛然一大旅館の觀あり之を要するに行棧の主なる業務は (一) 賣買双方の周旋をなす事 (二) 貨物の委託販賣をなす事 (三) 貨物の委託買入をなす事 (四) 賣方の貨物に對し前貸をなす事 (五) 買方に代り期日に其代價の支拂をなす事 (六) 貨物の庫入運搬等の周旋をなす事等なり行棧は一人にて設置するもの少なく多くは三四名乃至五六名合資して設置するが如し資本は少なるもの數拾圓より大は拾萬圓以上四五拾萬圓に及ぶものあり

字號商は大抵二三名乃至五六名の合資に成るもの多しとす

字號商は屋號を以て信用を博するものにして資本は大抵富裕なり小なるものと雖も壹貳萬圓其大なるものは數拾萬圓乃至數百萬圓に上るもの珍らしからず

零售商は即ち小賣商にして店舗の大なるものを莊と曰ふ又坊と稱するものあり多くは製造を兼ねる者を謂ふが如し

第五章 農業、鑛山、森林、

(1) 農業

滿洲全部の内現時耕作せる土地は其五分の一にして吉林省の一半は未耕地に屬し盛京省の十分の三乃至四は未だ開墾せられず黑龍江省に至りては其廣袤は吉林盛京二省を合せたるよりも大なれども開拓せし田野は僅に其一小部分に過ぎざるなり酒匂農學博士の推算によれば滿洲全部の可耕地は四千七百萬町歩即ち總面積九千四百六十萬町歩の五割なるべしと云へり然らば其五分の一なる九百四十萬町歩は既耕地にして尙三千八百萬町歩は未耕地なり耕作の最も盛んに行はるゝ地は松花江流域を第一とし遼河流域之に亞ぐ耕作法は我邦と大差なし收穫は驚くべき多量にして種子に對する比例粟は百倍乃至五百倍、豆類は二十倍乃至六十倍、小麥は十五倍乃至四十倍に上り、一農夫にして二三町を耕作し僅に十數名の家族を支持せり主なる農産物は高粱、玉蜀黍、蕎麥、大麥、小麥、豆類、米、燕麥、胡麻、苧麻、藍靛、落花生、馬鈴薯、甘藷、胡蘿蔔、胡瓜、南瓜、西瓜、白菜、冬瓜、茄子、麻、人參、葱蒜、其他各種藥料等なり
小作人と地主との關係は極めて單純なるものにして小作人は一定の小作料を納むる外平常地主と何等の往

來を爲すことなし彼等之間に吉凶の事あるも慶吊等の禮を盡すこと極めて稀なり

(2) 鑛業

滿洲は各種鑛物に富み鑛脈豊富なるは夙に歐洲人が垂涎せし所にして露國人が金鑛に着眼せるが如きは著明なる事實なり其多くは未だ探堀に着手せられざるものにして仮令探堀中のものと雖ども其方法極めて幼稚なるものにて文明の利器を使用するもの殆んどなし現今滿洲の鑛物は空しく寶玉を地中に藏したるものと謂つべし鐵、石炭の如きは支那及び米國と共に世界に於ける産出額の優位を占むると云ふ

(3) 森林

海國に大森林の所在地二あり一は福建にして二は滿洲なり而して滿洲の内に在て北部は之を省ぶき鴨綠江岸中朝鮮の調査書中に洩れたる一部を略記せん其延長約六十里、廣さに至りては殆んど無限にして長白山のみにて二三百里に至ると云ふ而して是等の廣大なる大森林は確定したる個人又は團體の領有するものなく舉げて皆政府の所有なり而して之を伐採せんと欲せば各自勝手に之を行ふも毫も制裁を受くることなし其利益の割合は清人にて十割、韓人にて十六割に當ると云ふ

第六章 予の踏査したる滿洲及北清地方の都市及開港場

一、大連灣

遼東半島金州地峽の南方に一長灣あり大連灣と云ふ灣頭三小澳をなし其北にあるを船澳と云ひ南にあるを勾多里亞澳と云ふ(清人之を潮水套と呼ぶ)其澳内海水の深く陸地に灣入したる所之を青泥窪と云ふ孰れも不凍港にして南は丘陵を背にし北は海に在り遂に柳樹屯、和尚嶋に對す此地は旅順港と等しく金州廳の管下に屬し元荒蕪たる一村落なりしが明治卅一年露國之を租借せしより亞細亞に於ける一大商港となさんと欲し新に青泥窪市と命名し非常なる大規模を以て市街の建設港灣の修築を創り而して其大部殆んど完成せんとするの時我國の占領する所となり茲に再び大連市と命名せらるゝに至れり、我長崎より舟航すれば營口に至るより約一日早着す東清鐵道は岢過難より分岐して此所に達せり市街は大概平坦にして道路廣く其西北部に位する官廳區域は家屋の新築落成せるもの數百戸悉く巍然たる煉瓦造にして官廳兵營皆此方面にありて實に壯麗なる一市街をなせり然れども此より南方は大抵矮小なる家屋相並んで粗造多し東清鐵道停車場は市の西北部即ち官廳區域に接近し通常の道路より低地にありて停車場の設備としては甚だ不完全なり他日政策移轉の必用あるべし

營港は營口に比して勝れる點數多あり不凍港なること、吃水三十九呎の巨艦を埠頭に横付し得ること、三個の大波止場あること及び市内に二ヶ所の停車場あること等なり

輸出品は營口、奉天地方より豆、豆餅等を送り來るを以て之を他に輸出するを重なるものとす

二、金州

金州は遼東半島の地峽の西方に位し西金州灣へ十五町大連灣へ三十町の處にあり旅順港に對する阻障の地たり東清鐵道の要衝にして市街は城壁を周らし周圍一里餘の方形の城廓にて日清戰役及び日露戰役の時我軍の占領せし所なり人口二萬有餘、此地の商業は重に雜貨及び雜穀を取扱ふ曾て外國より輸入したる物品の使用を禁じたるが爲め住民は今に至るも尙ほ質素の風あり

三、大石橋

大石橋は營口に通ずる東清鐵道の分岐點にして曾て滿洲露軍の前衛本隊を駐屯せし處明治二十七年七月我軍大激戰の後之を占領したり海城に至る七里、遼陽に至る二十二里東方は山岳重疊して自然の城壁を形くり守るに易き地なりされど停車場附近は廣漠たる原野にして漸く北方に進むに隨ひ阜陵の起伏するあり鐵道の便あり隨つて其附近の物資集散は一に此地に待つもの多し

四、牛莊

牛莊は又營口と稱す遼河の左岸にあり千八百五十八年天津條約の結果開港したるものにして當時は營口の上流十五哩の所にありしが泥砂堆積の爲航運に便ならざるより終に今の營口に移り來れるも通商上一般

に猶ほ牛莊と稱するなり
牛莊の地たる低濕の平野にして一望際涯なし河水は滿流滾々として下注し天然の風光も賞するに足るものなし然るに貿易港として滿洲第一の繁華を致す所以のものは其位置滿洲の大都たる奉天府の咽喉に當り遼河一帯の流域を扼し鐵嶺、吉林、長春、哈爾濱の各地に通じ米及び大豆の集散夥しく河口は渤海の北端に臨み近く天津芝罘に航すべく遠く我長崎港に航行するの便あり東清鐵道は牛家屯驛(牛莊の一里半)に起り大石橋を分岐點として一は旅順大連に通じ一は鐵嶺、哈爾濱を経て遠く西比利亞を貫き露都に達すべく又遼河を渡れば榆關鐵道にて山海關を経て天津北京に達するを得べし斯く交通の便あるは自ら形勝の優を占むるものあるが爲なり

商業區域は遼河一帯の地より滿洲の内地に及び遼河の水運ありて運輸大に便利なり
港灣内は大小の汽船五百艘を繫泊せしむべく二三千噸の商船と雖も潮汐に乗じて入港することを得べし居民は廣東、山東、福建の諸省より聚集し廣東人最も勢力を肆にす

河水は十二月上旬より結氷し翌年四月上旬迄は航路杜絶するを以て此間は牛車若くは馬車によりて雜穀を運搬するもの絡繹絶るが如し

此地の人口約八萬と稱す其中我居留民は左の如し

男 三千七百六十五人

女 千〇六十四人

五、山海關

山海關は直隸省の東にあり畿輔の北垣をなせる山岳走りて海に盛り餘脈將に盡きんとする要樞に鎮す北は角山屹然として聳へ後は峻山高峰遠く密域を限り東南は蒼海渺茫天際を極め西、神京より撫寧に入りて來る道路は重岡複嶺の險を通じ東遼東より來る路は二線纒に縷の如し大兵の俄に來襲する恐なし人口二萬餘東三省に通ずるの要衝に當り近年秦王島の築港成りてより西は津京に通ずるの便あるを以て商業頗る繁盛を極め且つ畿輔の咽喉の地たるが故常に重兵を屯して之を守り國防上必須の地なりとす

六、天津

天津は直隸總督駐在の地にして實に該省の咽喉に當り支那二十五港の一として北部貿易の中心なり其位置は白河の左岸にありて長さ三里に亘り廣さは約二十五町餘ありて本邦羽後の酒田と緯度を同ふす、此地交通至便にして小舟は常に北遼河によりて北京近傍に通ひ、鐵道は天津より起りて北京の南五里なる蘆溝橋に達す之を蘆津鐵道と云ふ又北方開平を経て山海關に通ずるもの長さ百三十四哩之を開平鐵道と云ふ南は遼河によりて山西、陝西、甘肅の諸省より遙かに揚子江岸鎮江に聯絡し車馬の道路は深く内地に入り遠

く蒙古に通ず此く形勝の地を占め地勢平坦四顧茫漠として山岳丘陵の目を遮るものなく頗る利便なるがため貿易盛大にして商家の殷賑なる他に多く其比を見ず人口は最近の調査によれば約七十万にして本邦居留民は約千五百人ありと云ふ

此地に於ける金融状態の一般を観るに金銀の流出は常に流入に比して甚だ多きにも拘はらず急激なる變動を來さずして能く調和を保ち得るが如し蓋し天津は輸入の地にして輸出地にあらざる換言すれば消費の地なるも生産の地にあらざるなり其輸入貨物中四分の一強は天津に於て之を費消し他は北京より山西、陝西、甘肅の諸省并に蒙古に輸送せらるゝものたり夫れ此の如く天津は需用の地にして供給地にあらざるを以て金銀は自から流出多くして流入少からざるを得ず此く片貿易の状態に於て能く金融上の調和を保ち得るは一は蒙古内地より金の輸入せらるゝこと多きと一は手形運用の盛なるに原因するものなるべし天津に於ける主要なる銀行は香港上海銀行、チャータード銀行、獨亞銀行、露清銀行、橫濱正金銀行、及び中華銀行等なり前者は最も古くより當地に支店を開始したるものにして中華銀行は純然たる支那銀行なれば支那人間には信用頗る厚しと聞けり左に天津輸出入貿易表を示さん

天津最近五ヶ年間ニ於ケル輸出入比較表

輸 入 輸 出

年次	外國ヨリ	清國諸港ヨリ	外國ニ	清國諸港ニ	合計
一八九九	一四、二五五、二〇九	五七、七七六、二〇七	八八三、八三三	一四、八一六、九七四	八七、七三二、二三三
一九〇〇	三、七六八、四一八	二〇、七九三、〇一三	三八七、八二三	七、六八五、五六一	三三、六三四、八一五
一九〇一	八、一三三、六五八	三三、一四六、九九八	六四二、三三三	九、五二一、七七三	五一、四三四、七六一
一九〇二	一八、八四九、二三四	六一、三三二、四四九	一、六八八、八二六	一一、八七九、〇九六	九三、七四九、六〇五
一九〇三	一八、六二二、四〇六	四〇、九〇九、〇五六	一、二四八、二四六	一〇、一七一、〇四三	七〇、八五〇、七五一

七、太 沽

太沽は白河の河口に近く天津を去ること鐵路僅に二十七哩なり北京の門戸に當るが爲め砲臺を設け兵備を嚴にす砲臺附近の村落を東大沽と云ひ其西にある村落を西大沽と云ふ、夫の匪徒の亂に北京の形勢危急に陥るや列國軍艦を大沽沖に集合し陸戰隊を上陸せしめて此處より北京に向はしめ其砲臺は擧て列國の占領する所となれり現今糧軍事上の一要港たり鐵道は是より稍上流の左岸なる塘沽より始まる人家稍密集して商業頗る盛榮を極む日本郵便局の設けあり

八、芝 罘

芝罘は支那二十五港の一にして我國岩代の若松と略ぼ緯度を同ふし臺灣の新竹と略ぼ經度を同ふす氣候順良にして人口凡そ六萬あり天津條約の結果として西歷千八百六十三年開港したるものにて支那人は之を烟臺と稱す、芝罘は其前面海中の島嶼の名稱なりしを外人誤て之を傳へ遂に芝罘と呼ぶに至りしなり南北來往の涼船は大概此港に寄泊するを常とす港勢西南に丘陵を負ひ北方は芝罘島によりて自然の障屏をなし東北の一面渤海に開き港内頗る濶く水又深くして能く巨舶を繋留するに便なり天津と密着の關係を有し遼東半島并に西部滿洲一部の貿易區域を掌握するを以て猶年々三四千萬兩の貿易額を有したりしが今や四邊の事情は芝罘を不利の地に墮り山東に於ては膠州灣及び威海衛等の設備完成したるが爲芝罘は著しく其勢力範圍を侵蝕せられ且繁華の根源たる遼東半島は大連灣の開港以來貨物は該港に吸集せらるゝこと多く加之秦皇島の經營は更に此地に不利を醸さんとす元來山東省は産物少く住民多くは貧窶にして購買力に乏し然るに芝罘の繁華を致せしは鴨綠江岸各地に好箇の顧客を有し且つ安東縣、大東溝、大孤山の諸港と貨物集散上相關聯したるが爲宛かも該諸港の出張部_ノの如き状態を有するが爲なり芝罘の金融機關は極めて不完全にして外國商人には銀行專業者なく僅かに代理店によりて單に送金爲替を振出すのみ芝罘に代理を有する銀行及び其取扱店は左の如し

和紀洋行(英國人)橫濱正金銀行及び香港上海銀行の代理店をなす
 士美洋行(獨逸人)露清銀行の代理店をなす

益斯洋行(獨逸人)德華銀行の代理店をなす
 外に中國通商銀行の分店ありて清國官金を取扱ふの傍ら一般銀行業務を執る、されど其金融流通の模様を聞くに支那人の銀行又は錢舖にて取引をなすは大抵支那人に限り、外國人は皆外國人設立の行舖に於て取扱を依託すと云ふ

芝罘港貿易輸出入表

一、外國輸入額		明治三十六年	明治三十五年	明治三十四年
外國及香港	ヨリ	九、六五一、七九三	九、五七二、一七五	九、六〇四、八〇一
清國諸港	ヨリ	九、八八三、八五四	一〇、二九〇、三七九	一一、九九二、二九九
輸入總額		一九、五三五、六四七	一九、八六二、五五四	二〇、八〇四、一〇〇
外國及香港へ再輸出		四一五、八三六	二六三、四四二	三六六、〇三六
清國諸港へ再輸出		一、七〇七、八三一	一、三〇一、六二六	一、一八一、五九八
再輸出合計		二、一三三、六六七	一、五六五、〇六八	一、五四七、六三四
差引純輸入額		一七、四二一、九八〇	一八、二九七、四八六	一九、二五六、四六六
二、清國品輸入額				

韓國港別貿易表

合計	總計	城津	元山	馬山浦	釜山	水浦	群山	鎮南浦	仁川港	二十八年		二十九年		三十年		三十一年		三十二年		三十三年		三十四年		三十五年		三十六年		三十七年		
										輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入	外國產品輸入 內國產品輸入																					
	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入	輸出 輸入																					
	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計																					

輸入總額 (重上海汕頭及) 外國へ再輸出	清國各國へ再輸出	再輸出總額合計	差引純輸入額	三、清國品輸出額	外國へ輸出	清國諸港へ輸出	輸出總額	再輸出總額	再輸出額ヲ控除シタルモノ
八、九〇二、九〇七	一、四〇七、九三五	一、六四六、三七二	七、二五六、五三五	三、一四九、三四七	三、一四九、三四七	一〇、三六六、〇五〇	一三、五一一、三九七	四、四一五、三九二	三、八一八、三九二
七、一一〇、五二七	六六八、一九二	九九九、四八〇	六、一一一、〇四七	三、〇八四、六六〇	三、〇八四、六六〇	八、四三一、二二〇	一一、五一一、八八〇	三八、四八八、九六一	三五、九二四、四一三
七、二六五、八三二	六二一、七四三	七三二、七八九	六、五三三、〇四二	二、三八三、七二六	二、三八三、七二六	九、四八七、二七五	一二、八七二、〇〇一	三九、九四〇、九三三	三七、六六〇、五一〇

一雌黃 七、五
 一那青 七、五
 一漆青 七、五
 一朱 七、五

一其他別項ニ掲載セザル一切ノ顔料 七、五
 但シ英約顔料ノ内洋胭脂ハ十、呀蘭朱ハ二十
 ナレバ均霑ヲ要セズ此二品ハ我約ニ從ヒ八分
 税ヲ納ムベシ

第三、金屬及金屬製品類

一、五分税 (從價)

一日本銅 七、五
 一、八分税 (從價)
 一鐵、鋼、鉛、錫、汞、夾金、其他別項ニ掲載セザル諸金
 屬類(塊錠條桿板葉等ノ別ナシ) (七、五但鐵ハ塊
 ナク別五)
 一鐵線及銅線 七、五
 一銅鐵釘類 七、五
 一水銀 七、五
 一「ソルター」 七、五

一白銅 七、五
 一「アンチモニー」 七、五
 一鍋釜刃物及鐵製「ブリキ」製其他總テ金屬製品類

一、一割税 (從價)
 一金銀銅錫ノ箔類 (銅錫ノ箔ハ七、五)

一、二割税 (從價)
 一金銀器及鍍金銀器 (鍍金銀器ハ十)

第四、油蠟脂類

一、五分税 (從價)

一石炭油 (石炭油及他ノ礦質油桐油煤
 内所出各種油松香油吧吧油) 七、五
 一、八分税 (從價)
 一諸種ノ油別項ニ掲載セザルモノ 七、五
 一蠟燭木蠟 七、五
 一瀝青及「タール」 七、五
 一獸蠟 七、五
 一其他別項ニ掲載セザル一切ノ油蠟脂類 七、五
 一椿ノ油 七、五
 一「ソーパー」 七、五

一「セヤン」 七、五
 一蠟燭 七、五
 一燈附油 七、五
 一氣油 五

第五、布帛類

一、八分税 (從價)

一生平 七、五
 一海黃 七、五
 一紬 七、五
 一綸子 七、五
 一郡内 七、五
 一絹絹 七、五
 一縮純子縮緬子縮紋緬子縮綸子 七、五
 一生金巾 七、五
 一白金巾 七、五
 一唐棧 七、五
 一雲齋小倉織紋羽類 七、五
 一天竺布 七、五
 一寒冷紗 七、五

一緋金巾、色金巾、紋金巾、綾金巾 七、五
 一左良紗 七、五

一縮緬 (縮緬製佛) 七、五
 一蚊網巾 (内縮緬製ハ原ソマ
 八分税ヲ納ムベシ)

一純毛吳呂 七、五
 一綾吳呂 七、五
 一醉吳呂 七、五

一「フヲチル」(純駁ノ別ナシ) 七、五
 一「モヘイル」(同) 七、五

一毛縮子 七、五
 一縮緬吳呂(純駁ノ別ナシ) 七、五

一純毛羅紗 七、五
 一縮毛羅紗 七、五

一毛純子羅世板「セルダス、スパニストライプ
 ス」(純駁ノ別ナシ) 七、五

一「アルバカ」 七、五

一麻布麻綿布及麻毛布類(生色白色ノ別ナシ) 七、五

一臥氈 七、五

一 帆布(綿麻共) 七、五
 一 其他別項ニ掲載セザル一切ノ絹綿毛及麻布ノ類 七、五
 一 油布織布 七、五
 一 毯子〔學麻及織成當麻英(毯子)地氈小塊(本項ハ英名メベストリー)各種(約ニヨル)〕 七、五
 一 紗 一、一割稅(從價)
 一 縮緬
 一 琥珀
 一 羽二重
 一 純子縞子綾類〔地上品如布羅新、凡德民新得、キツパルミスター、〕 一、二割稅(從價)
 一 天鵞絨 △十
 一 諸種「カルペット」類〔地毯絨〕 △七、五

第六、文具紙類
 一、五分稅(從價)
 一、八分稅(從價)
 一 日本人自用雜紙

一 印刷用洋紙(何國製ニ拘ラス) 七、五
 一 包裝用洋紙 七、五
 一 諸日本紙 七、五
 一 墨池封筒鉛筆洋筆毛筆石盤等 七、五
 一 各種墨 七、五
 一、一割稅(從價)
 一 色紙 (上品及上品糊壁紙)
 一 紋紙 七、五
 一 印材 七、五
 一 印肉 七、五
 一 其他別項ニ掲載セザル一切ノ文具紙類 七、五

第七、飲食物及烟草類
 一、五分稅(從價)
 一 穀物穀粉
 一 生水果
 一 日本人所食ノ物
 一 味噌醬油及酢〔胡麻、生肉、鮮魚、蝦蟹各種、豆各種、茶、餅、乾、各種〕
 一、八分稅(從價) 七、五

一 茶 七、五
 一 醃肉、醃魚及罐詰食料 七、五
 一 索麵 七、五
 一 萬粉 七、五
 一 寒天 七、五
 一 落花生豆 七、五
 一 檸檬水生姜水曹達水及諸飲料 七、五
 一 其他別項ニ掲載セザル一切ノ飲食物類 七、五
 一 白黒砂糖 七、五
 一 糖蜜糖水 七、五
 一 日本酒 七、五
 一 海國酒 七、五
 一 林檎酒 (一酒 陶甕瓶類) 七、五
 一 燕窩〔英二十我ニハ目ナシ八分ニ從フベシ〕
 一、一割稅(從價)
 一 麥酒(諸酒ノ) △七、五
 一 赤白葡萄酒〔「ウニルムト」ホルト、〕
 一、一割五分稅(從價) △七、五
 一 氷糖精製糖 十

一 菓子類 十
 一、二割稅(從價)
 一 卷烟草紙卷煙草其他ノ烟葉
 一、二割五分稅(從價)
 一「ウニルムト」
 一「ホルト」
 一「ソニリト」
 一、三割稅(從價)
 一「ソイデア」
 一「フランデア」
 一「ワイスキー」
 一「リヤンペイン」
 一 櫻酒
 一 杜松子酒
 一「リキウ」 △十
 一 糖酒
 一 燒酎及泡盛
 一 其他別項ニ掲載セザル一切ノ酒類 二十

第八、雜貨 五

- 一、五分稅 (從價)
 - 一 石炭及「コークス」
 - 一 日本人常用器具
 - 一 家根板
 - 一 襖障子
 - 一 盤
 - 一 石灰
 - 一 砥石
 - 一 砂紙
 - 一 摺附木
 - 一 諸石鹼類
 - 一 靴其他履物及傘
 - 一 提燈
 - 一 膳櫥重箱鏡臺筆筒盆及總ヲ木製器具
 - 一 日本人建造房屋用竹木材 (油種) (雙剛密皮) (火石) (發田各料)
 - 一、八分稅 (從價)
 - 一 木材竹材石材 (內竹材石材ハ五) (軟木料及木板石) (及青石ノ製成ソ) (七、五)
 - 一 煉化及瓦

- 六
 - 一 皮角骨牙蹄羽毛類 (工ヲ經ザルモノ) (生皮角蹄骨) (各種羽毛) (七、五)
 - 一 扇及團扇類
 - 一 齒磨
 - 一 寧玻璃及玻璃片
 - 一 洋燈及其部分
 - 一 木炭
 - 一 籐
 - 一 綿英
 - 一 綿糸
 - 一 生糸與子糸屑糸 (馬尾馬宗) (七、五)
 - 一 天蠶糸 (蠶繭) (七、五)
 - 一 羊毛其他獸毛
 - 一 芋麻
 - 一 運貨車輛
 - 一 金剛砂
 - 一 綿子菓子麻子亞麻子胡麻子
 - 一 燈心
 - 一 弗箱
 - 一 器械
 - 一 食器用磁器陶器類 (內磁器上品ハ原ノ價ニ割稅ヲ納ムベシ) (七、五)

- 一、一割稅 (從價)
 - 一 別項ニ掲載セザル一切ノ雜貨
 - 一 臥牀椅子及其他家具
 - 一 衣服帽襪其他服飾品 (內純絹衣服ハ原ノ價ノマ、七、五) (八分稅ヲ納ムベシ) (因留及銀ハ原ノ價ノマ、八分稅ヲ納ムベシ) (七、五)
 - 一 象牙及一角牙
 - 一、二割稅 (從價)
 - 一 熟皮類
 - 一 馬具及馬車
 - 一 諸玻璃器類 (別項ニ載セザルモノ) (△七、五)
 - 一 鏡類 (扉、有無ニ拘ラズ)
 - 一 紫檀黑檀「アイクス」木黃楊木鐵刀木及總ヲ堅硬木
 - 一 編蝠傘 (絹製鐵幹) (及傘架)
 - 一 旅櫃提籠及佩袋類
 - 一 寫真器
 - 一 樂器
 - 一 鈕釦扣子類
 - 一 鐵山使用ノ爆發物
 - 一、一割五分稅 (從價)
 - 一 煙管及煙囊

- 一、二割稅 (從價)
 - 一 袋物類
 - 一 毛皮狐貉獺海狸兔等ノ類
 - 一、三割稅 (稅價)
 - 一 時繪シタル漆器類 (上品ハ原ノ價ニ割稅ヲ納ムベシ) (十)
 - 一 玩具 (內古玩上器ハ原ノ價ニ割稅ヲ納ムベシ) (十)
 - 一 首飾品 (內金銀首飾ハ原ノ價ニ割稅ヲ納ムベシ) (十)
 - 一 時辰鐘及時辰表並其部分品類 (內金銀及鍍金時辰表ハ原ノ價ニ割稅ヲ納ムベシ) (十)
 - 一、二割五分稅 (從價)
 - 一 寫真
 - 一 花筒置物其他室內裝飾品ニ屬スルモノ
 - 一 雕甲細工類
 - 一 繪畫 (裱裝ノ有無ニ拘ラズ)
 - 一 彫刻物 (內玉器ニ屬スルモノハ割稅) (十)
 - 一、三割稅 (稅價)
 - 一 煙花類

- 一 玻璃珠 △七、五
- 一 獵銃及其他使用品 二十
- 一 珊瑚珠 二十
- 一 眞珠及寶石類 二十
- 一 衝球象棋骨牌 十
- 一 其他一切ノ遊戯品(内紙花絨花ハ二割稅) 十
- 第九、船舶
- 一 蒸氣船 每噸 銅錢貳百五拾文
- 一 風帆船 每噸 銅錢百貳拾五文
- 第十、免稅品
- 一 貨幣
- 一 金銀地金
- 一 旅客行李ノ具
- 一 貨物見本(相當ノ額數)
- 一 新聞紙
- 一 廣告紙類
- 一 書籍地圖海圖
- 一 招牌
- 一 修藝勸業ノ雜形類

- 一 農具
- 一 醫術用器具
- 一 尺度量量寒暖計晴雨儀驗液器針經其他學術用器具並其使用品
- 一 活字(新古ノ別ナシ)
- 一 消防器具
- 一 船用具 若シ不用ノ物ハ陸上ゲンテ稅
- 一 包裝諸藩符籙及繩類(貨物包裝ニ用フヘキ)
- 一 植物類如大小樹株各種花卉 (此項ハ英約ニヨル)
- 第十二、禁制品
- 一 鴉片(藥用鴉片ヲ除ク)
- 一 偽藥
- 一 擬造貨幣類
- 一 淫褻私鑿ノ圖畫肖像
- 一 軍器類 凡ソ軍械ノ式樣及ヒ防身ノ物件ハ須ラク領事官ニテ査スルヲ 朝鮮官ノ准許ヲ收領シタル上方ニ進口ヲ准ス但シ出准サズ
- 一 英約ニ惟火槍鳥槍佩刀火藥等ノ物ノ如キ實ニ自身ヲ防護シ或ハ出團儀ヲ行フ爲ニシテ確據アル者ヲ呈セバ應ニ朝鮮地方官ヨリ特ニ運進ヲ准ス

朝鮮國海關稅目

輸出之部

- 一、免稅ノ品物
- 一 貨幣
- 一 金銀地金及砂金
- 一 旅客行李ノ具 (植物類如大小樹株花卉各種) (各貨式樣惟數不宜過多)
- 一、五分稅 (從價)
- 一 別項ニ掲載セザル一切ノ輸出品

英佛共左ノ稅率アリ

表目ニナキモノ	ニシテ未製品ハ	五
同	半製品ハ	七、五
同	全製品ハ	一〇、〇

一、一割五分稅 (從價)

一 紅蔘 朝鮮ノ商民日本ニ輸入スルトキハ應ニ一割五分ノ稅ヲ納出スル者アリ但シ日本ノ商民朝鮮政府ノ特許ヲ經シテ稅カニ紅尾蔘モ亦同シ但明治十九年九月三日ヨリ施行ス右ハ同年八月十六日公使館來信右證據トシテ兩國ノ全權大臣此稅目ニ名ヲ記シ印シ蓋スル者也

大日本國明治十六年七月二十五日
大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日
全權大臣辦理公使 竹添進一郎印
全權大臣督辦交涉通商事務 閔 泳 穆印

日韓 條約及通商章程罰則對照

英 韓 條 約 罰 則

免狀ヲ得ズシテ擅ニ船口ヲ開キ貨物ヲ起卸スル者

船主罰百元以内

日 韓 條 約 罰 則

免狀ヲ得ズシテ擅ニ船口ノ封鎖ヲ破開スル者

船長罰三萬文(大凡六拾圓)

積荷目録ニ錯誤アル者 十二時(我廿四時)ノ外ハ現費五元ヲ納ム

積荷目録ノ遺漏錯誤アル者 廿四時以外ハ手数料七千文(拾四圓)ヲ納ム

入港届ヲ怠ル者 十二時(我廿四時)毎ニ五十元以内ヲ罰ス

入港届ヲ怠ル者 廿四時毎ニ三萬文(六拾圓)ヲ罰ス

出口手帳ヲ行ハズ擅ニ出口スル者 船主罰二百元以内

日出前日没後及休日ニ海關ノ明示ヲ俟タズ擅ニ船口ノ封鎖ヲ啓シ者 犯者罰百元以下
船主罰百元以下

日出前日没後船口ノ封ヲ破開スル者 船長罰三萬文(六拾圓)

輸出入物品海關ニ報告ス擅ニ裝卸ヲ行フモノ 既遂未遂ニ論ナク没貨ノ上犯者罰貨價二倍

免許ナク陸揚船積スルモノ 没貨

軍ト貨ト符合セザル者 既遂未遂ニ論ナク没貨ノ上犯者罰貨價二倍

免許ナク船移スル者 没貨

押結不實漏税ヲ希圖スルモノ 罰二百元以内

議定埠頭外ニテ揚卸スルモノ 没貨

陸揚船積積原書ニ載ヒザル物品ヲ荷物内ニ隠入シタルモノ 没貨

陸揚船積積原書ニ載ヒザル物品ヲ荷物内ニ隠入シタルモノ 没貨

品種數量ヲ偽ルモノ 税金五倍ヲ罰ス

品種數量ヲ偽ルモノ 税金五倍ヲ罰ス

可税品ヲ免税品内ニ混記シタルモノ 同前

可税品ヲ免税品内ニ混記シタルモノ 同前

禁ニ違フ者 無論既遂未遂没貨ノ上犯者罰貨價二倍

鴉片輸入 没貨
罰一斤ニ付七千文(拾四圓)

不運商口岸并禁住處所密商 無論既遂未遂没貨ノ上犯者罰貨價二倍

軍器密賣 没貨

通商章程内罰則ヲ掲ケザル各節違犯 百元以内

不運商口岸密商無論既遂未遂 船長罰五十萬文(千圓)

遊歩規程ヲ逾越スルモノ 罰百元以下
監禁一月以内

通商章程内罰則ヲ掲ケザル各節違犯 一萬五千文(參拾圓)

免狀ナクシテ内地ヲ遊歴スルモノ 同前

遊歩規程ヲ犯ス者 我有告ニシテ貳圓以上百圓以下ノ罰ヲ定ム但シ兩國條約ニハ關係ナシ

内地ニ在テ不法事情アルモノ 同前

同前

同前

同前

同前

右ノ如ク英我ノ兩約ヲ對照スル時ハ彼此輕重ノ差
ヲ知ルヲ得ベシ英約ニ於テ最便トスル者ハ罰額ヲ
定メズ唯其極度ヲ揭テ裁判官ヲシテ其内ニ就テ適
宜増減ヲ得セシムルニ在リ尤モ日韓貿易規則ニ於
テ五百兩以下四分ノ一ヲ課スル例アリト雖モ英約
ノ便利ナルニ如カズ然リト雖モ我貿易規則ニ罰
額ヲ一定セシハ最初ヨリ日後裁判上ノ紛議ヲ避ケ
務メテ公平ヲ示スノ目的ヨリ取極メタルモノナレ
バ矢張此精神ヲ維持シ積荷目録書替ノ手数料五元
(我ハ拾四圓)ノ一項ヲ均沾シ其他ニハ均沾セズ方
ト考定セリ

79
666

